官報
号外
国会会議録
令和八年七月八日

○国会第二百二十一回参議院会議録第二十六号

令和八年七月八日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十六号
令和八年七月八日
午前十時開議
第一　令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書
第二　令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
第三　令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書
第四　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、下水道法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
以下　議事日程のとおり

○議長（関口昌一君）　これより会議を開きます。
この際、日程に追加して、**下水道法等の一部を改正する法律案**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（関口昌一君）　御異議ないと認めます。金子恭之国土交通大臣。
〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕
○国務大臣（金子恭之君）　下水道法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
昨年一月に、埼玉県八潮市において、老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生し、人的被害とともに地域住民に重大な影響を与えることとなりました。このような事故を二度と起こしてはならないとの強い決意の下、人口減少下において強靱で持続可能な下水道を実現するとともに、道路における下水道管等の占用物件の適切な維持管理の確保を図ることが急務となっております。
このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。
第一に、下水道施設の老朽化の状況を確実に把握し、必要な対策を判断することができるよう、下水道の維持修繕の基準に施設の安全性を評価する診断基準を追加するとともに、下水道管理者に対し、維持管理の状況の公表を義務付けることとしております。また、下水道施設の構造について、点検、修繕、改築や災害時の応急措置の実施の容易性を考慮すべきこととするとともに、下水道管理者は施設を計画的に改築するよう努めなければならないこととしております。
第二に、下水道管理者等の道路占用者と道路管理者との連携を強化するため、下水道の点検に関し道路管理者の協力が必要な事項を下水道管理者が事業計画に記載できることとするとともに、道路占用者と道路管理者が道路や占用物件の点検、修繕等を連携して行うための協定制度を創設することとしております。また、下水道管等の道路占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加するとともに、道路の地下に埋設する占用物件について竣工図等の提出を義務付けることとしております。
第三に、老朽化対策などを着実に実施できるよう、下水道の基盤の強化を図るため、国土交通大臣が基本方針を策定することとし、都道府県は基本方針に基づき、複数の下水道管理者が一体となった広域連携の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないこととしております。また、広域連携による下水道の管理に係る体制の強化のため、本来は市町村が管理する公共下水道を都道府県が管理することができる特例や、管理者間の協議により、他の地方公共団体が点検や改築等を代行することができる制度を創設することとしております。加えて、将来の人口減少等を踏まえた下水道区域の見直しのために必要な措置を講ずることとしております。
その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。
以上が、この法律案の趣旨でございます。
（拍手）

○議長（関口昌一君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。羽田次郎君。
〔羽田次郎君登壇、拍手〕
○羽田次郎君　立憲民主・無所属の羽田次郎です。
ただいま議題となりました下水道法等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問いたします。
我が国の下水道は、高度経済成長期から整備が進められてきましたが、老朽化が進行し、耐用年数である五十年を超える施設は、今後、加速度的に増加すると見込まれています。さらには、激甚化する災害に備え、下水道施設の耐震化等の推進も喫緊の課題です。
そのような中、昨年一月二十八日、埼玉県八潮市で、下水道管路の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生し、巻き込まれたトラック運転手一人がお亡くなりになるという痛ましい事故が発生いたしました。改めて、お悔やみを申し上げます。
老朽化するインフラ対策、適切な維持管理の実施、それらに携わる地方公共団体の財政、組織体制強化に一刻の猶予もないことを私たちは認識せねばなりません。
本法律案は、こうした課題に対応するため、安全性確保を最優先する下水道事業マネジメントの確立、道路地下空間の安全性確保、事業を支える基盤強化等を内容として提出されたものと承知しております。

この法律案が、下水道を取り巻く諸課題に対応し、国民の命と安全を守り、現場で下水道を支えて働く方々の声を反映した内容になっているのか、以下、全て金子国土交通大臣に質問させていただきます。

まず、政府が目指す将来の下水道事業の姿について伺います。

本法律案は、目的に下水道の基盤強化を図ることが盛り込まれていますが、基盤の強化の趣旨と、地方公共団体の厳しい財政、組織体制を踏まえた基盤強化実現のための具体的な施策を伺います。

本法律案により、下水道事業者間の広域連携推進に向けた諸規定が整備され、広域化による事業執行体制の強化を目指すとされています。広域連携の効果として、スケールメリットによる経営効率化、施設当たりの技術系職員数の充実によるメンテナンスの高度化などが考えられます。ただし、広域化によって技術系職員の充実を図ろうにも、そもそも地方公共団体の現場では、長年にわたる行政改革の下で技術系職員が大幅に削減され、人を集めるにも、その母数自体が枯渇しているのが実態です。現場の人員不足という根本的な課題を残したまま広域化が進めば、メンテナンスの高度化という効果も画餅に帰しかねません。

現場の状況を踏まえ、広域化が下水道基盤強化にもたらす効果について御説明ください。

また、広域化で目指す事業体規模の目安、圏域にあるべき事業体数の目安をお示しください。

広域化は、手段であって目的ではありません。地形、施設配置、人口動態、災害リスクなど、地域ごとに事情は異なります。効率性を鑑みて、水道と連携した運営や事業展開も重要となっています。国が規模等の目安を示すとしても、画一的な再編の押し付けとなってはなりません。さらには、広域化を選ばない自治体が財政支援上不利に扱われることがあってはならないと考えます。金子大臣の見解を伺います。

平成三十年の水道法改正の際にも、広域連携推進の規定整備が行われました。国が広域連携の推進を含む基本方針を定めること、基本方針に基づき都道府県が水道基盤強化計画を定めること、そして都道府県が広域連携を推進するため関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けること等の規定は、下水道法改正案と同様です。改正水道法と類似の立て付けにした理由を御説明ください。

昨年十二月時点で、水道基盤強化計画を策定、公表しているのは三県、法定協議会を設置しているのは十団体です。果たして、改正水道法は水道広域化推進のため実効性のあるものになっているのか、同様のやり方で下水道の広域化が進むのか。こうした点について、上下水道政策の基本的在り方検討会でも疑義が呈されています。

下水道法に広域連携推進規定を位置付けること、位置付けるに当たり、改正水道法の効果を検証した上で下水道法における計画や協議会の実効性を担保する必要性について、金子大臣の御見解を伺います。

政府は、ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランでウォーターＰＰＰの導入推進を掲げています。令和八年度予算の編成等に関する建議では、ウォーターＰＰＰの導入について、単一市町村ごとの委託による小規模案件の乱立は非効率であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意しなければならない、経営の広域化など、効率化を前提とした制度設計を促すべきとしています。上下水道政策の在り方検討会でも、まず官民連携に先行して広域化の議論を進め、設備の標準化等を進めるべきとの意見が示されています。

そもそも、ウォーターＰＰＰを始めとする官民連携は、地域の実情に応じて検討する選択肢の一つにすぎず、唯一の解決策ではありません。しかし、本年改訂された下水道分野のウォーターＰＰＰガイドラインでは、対象施設や業務範囲を説明する客観的な情報から、首長や議会の意向や職員削減を回避するといった地域社会や現場に直結する要素が除外されました。住民や議会、現場で懸命に働く方々の意見を軽視する姿勢が官民連携をめぐる議論の根底にないか、私は強く危惧しております。

政府は、今後、広域連携推進とウォーターＰＰＰの導入推進という二つの施策について、どのような優先順位を付けて取り組むのか、伺います。

また、法施行後、都道府県協議会等において圏域の広域化について議論がなされると思いますが、一定の結論を導き出すまで期間を要するはずです。

政府は、来年度からウォーターＰＰＰ導入を社会資本整備総合交付金の交付要件とするとのことですが、広域化について圏域の議論を待たず、こうした措置を講ずるのは適切でしょうか。老朽化対策や耐震化は住民の命と暮らしを守るための公的責任であり、特定の事業手法の採用を補助条件とすることは、地域の主体的な判断や地方自治の原則を損なうものです。財政的に厳しい自治体ほど国の補助に依存せざるを得ず、導入しなければ財源を確保しにくいと受け取られる制度は、形式は選択であっても、実態としては主体的選択にはなりません。

要件化まで期間を置くか、要件化そのものを撤回すべきと考えますが、御見解を伺います。

本法律案では、下水道の診断基準の法定化や災害時の関係者の連携協力等が盛り込まれており、現場を担う建設業者の役割はますます大きくなります。一方、上下水道業界を目指す学生求職者は少なく、さらに、中小規模の事業者においては個別の人材育成を行うことが困難です。加えて、下水道の現場では、元請から下請、孫請へと業務が再委託される多重下請構造の下、実際に作業を担う労働者の賃金や労働条件が押し下げられ、安全教育や装備の確保が十分に行き届かない実態が指摘されています。

人材確保には、処遇改善が不可欠です。国や県では資材高騰を踏まえた適正な賃金支払の取組が進む一方、下水道の運営主体である市町村ではこうした動きが浸透していないと言われております。

日常のメンテナンス作業を担う地元企業の存続、育成のためには、下水道事業を運営する市町村に対して国から適正賃金の支払を促すほか、財政支援等に取り組む必要があります。適正な処遇確保は、現場の安全確保とも一体不可分です。この点も踏まえ、御見解を伺います。

点検頻度等の強化に当たっては、現場の負担を軽減し、点検作業に従事する職員の安全確保が最も重要です。

八潮市の事故を受けた全国特別重点調査の実施過程で、昨年八月、埼玉県行田市で調査を受託した会社の作業員四名がマンホール内に転落し、お亡くなりになるという極めて痛ましい事故が発生いたしました。改めて、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表します。

この事故は、点検、調査の頻度や対象の増加が、直ちに現場の負担と危険の増大に直結することを示しております。

国として、点検等を容易かつ安全に行うことができるよう、ＤＸ化支援や技術開発の促進など、作業の無人化、省力化に向けた取組を進める必要があります。ただし、ＤＸ、機械化は現場を支える重要な手段ではありますが、異常の兆候を察知し、危険な局面で作業を止める最終的な判断を担うのは、あくまで経験を積んだ人です。技術による省力化と並行し、現場の経験知の継承と、直営、委託を問わず、作業員一人一人の安全を制度として確保する仕組みが、仕組みづくりが不可欠です。

点検技術の高度化、実用化に向け、どのように取り組むのか、現場で働く方の安全確保にどう責任を持つのか、御見解を伺います。

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会の提言を受け、本法律案では、構造の原則に係る規定が改められたほか、計画的な改築等を公共下水道管理者の努力義務とする規定が創設されます。

国交省の試算では、二〇四八年の下水道維持管理・更新費は、二〇一八年の〇・八兆円の約一・六倍となる一・三兆円に増大するとされています。これにリダンダンシー及びメンテナンスに要する費用を加えると、今後必要となる下水道維持管理・更新費はどの程度になると見込まれているか伺います。

全国の下水道事業の約四分の三が、使用料で汚水処理費用を回収できない原価割れの状態にあり、使用料による住民負担には既に限界が見えています。老朽化対策、耐震化、リダンダンシーの確保は、国民の命と衛生を守るための公的責任であり、国による安定的な財源確保が不可欠です。

財源を使用料による負担強化によるのか、それとも国費支援を強化するのか、現時点での検討状況を伺います。

また、確保した予算は、施設の更新のみならず、対策を担う現場の人員確保と労働者の処遇改善にも充てるべきと考えますが、御見解を伺います。

計画的な改築等を実施するためには、今まで以上に予算を確保する必要があります。

一九三〇年代に集中的なインフラ投資を行った米国は、その後、公共事業予算を削減し、十分な維持管理、更新を実施しなかった結果、一九八〇年代にインフラの老朽化問題が深刻化し、荒廃するアメリカと呼ばれる事態に直面しました。官民両部門における新規設備及び既存設備に対する資本投下の不十分さは、米国経済の生産性、国際競争力低下を招いたとされています。

我が国を顧みれば、維持管理・更新費用を含む日本の公共事業費は平成二十六年度以降六兆円程度で推移しており、これは下水道が建設ピークを迎えた平成十年度の九兆円に対して六割程度の低水準です。

改正案は、第一に、改築、修繕、維持を含め、下水道の基盤強化を明示しました。そうであるなら、下水道の基盤強化のための財政負担の在り方について、より深い議論が行われるべきです。

今般の中東情勢の影響を受け、管路更新等に係る資材、燃料価格の高騰も見込まれます。これまでと同等では実施可能な事業量が減少し、計画どおりの改築実施が困難となる可能性もあることから、物価上昇局面における柔軟な予算配分を検討する必要があると考えております。また、我が国を荒廃する日本にしないためにも、公共投資を抜本的に拡充する必要があります。

金子大臣の御見解をお伺いし、私の質問を終わりたいと思います。

御清聴いただき、ありがとうございました。

（拍手）

〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子恭之君）　羽田次郎議員にお答えいたします。

まず、下水道の基盤の強化の趣旨と具体的な施策についてお尋ねがありました。

人口減少や施設の老朽化などの課題に対応するため、下水道事業の執行体制や財政など、事業運営を支える基盤を強化することが重要です。このため、本法案では、複数自治体が連携して効率的に事業を運営する広域連携の推進、改築費用を含む収支見通しの作成、公表や、下水道使用料の算定の考え方の明確化等の施策を盛り込んでいます。

これらによりまして、下水道の基盤強化を図り、強靱で持続可能な下水道の構築に取り組んでまいります。

下水道事業の広域化の効果、規模の目安、広域化を選ばない自治体への財政支援についてお尋ねがありました。

複数の自治体が一体となって人員、施設、財源といった経営資源を管理し運営する広域連携は、執行体制の強化や事務の効率化などの効果があるものと考えています。

広域連携の規模につきましては、水道事業における実績等を踏まえ、少なくとも十万人程度の人口規模を一つの目安としつつも、地域の実情も踏まえて、都道府県と関係自治体との間で十分に協議していく必要があると考えています。

また、このような協議を経て単独での事業運営を選択した自治体に対しては、その協議の経緯や取組内容を踏まえて必要な財政支援を行ってまいります。

広域連携に関する本法案と水道法との類似性と、本法案の実効性の担保についてお尋ねがありました。

平成三十年の水道法改正では、広域連携を推進する都道府県の責務を明確にすることなどにより、施行以降、複数自治体による水道事業運営の一体化が進んでいます。

下水道事業でも、広域での職員の確保、施設の共同化などにより効率化が見込めるという類似性があることから、水道法における広域連携の実績なども参考に、本法案では、国による基本方針の策定、都道府県による計画の策定と協議会の設置を規定しました。

さらに、本法案に大都市等が近隣の市町村の点検、修繕、改築を代行する制度を盛り込むとともに、その実効性を高めるため、令和八年度予算においてこうした大都市圏にインセンティブを付与する支援制度を創設しており、このような制度も活用しながら広域連携を推進してまいります。

広域連携と水の官民連携、いわゆるウォーターＰＰＰとの施策の優先順位についてお尋ねがありました。

広域連携と水の官民連携は、職員不足という課題に直面する自治体がより効率的に事業運営できるよう、下水道の基盤を強化するためのものです。

広域連携については、複数自治体が連携し、事業運営の一体化や施設の共同利用などにより、また、水の官民連携は、民間人の、民間の人材、ノウハウの活用などにより、執行体制の確保や事業の効率化を図るものです。

いずれの施策も重要であり、広域連携の取組と整合性を図りながら、水の官民連携を併せて推進し、強靱で持続可能な下水道を実現してまいります。

水の官民連携、いわゆるウォーターＰＰＰの国費支援の交付要件化についてお尋ねがありました。

多くの自治体で執行体制が脆弱化している中、水の官民連携により、民間の人材、ノウハウ等を生かして事業を持続的に運営していくことは喫緊の課題です。

このため、令和五年のＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランにおいて、令和九年度より国費支援の交付要件とする方針が定められ、これに沿って対応することとしています。

具体的な交付要件については、本年六月に改定された同アクションプランで、小規模案件の乱立等により事業の広域化が妨げられることのないよう制度設計を行うとされていることも踏まえ、自治体の御意見も丁寧に伺いながら検討してまいります。

下水道の点検等の維持管理を担う企業への支援や処遇確保についてお尋ねがありました。

下水道の維持管理に当たっては、適正な労務費や現場の安全確保に必要な経費を計上することが必要であり、従来から、維持管理業務の契約に当たっては、これら必要な経費の適切な計上と物価変動等を踏まえた柔軟な契約変更を行うよう、自治体に周知するなどの取組を行っています。

また、下水道の計画的な点検について、これら必要な経費を含め、引き続き財政的支援を行ってまいります。

点検技術の高度化、実用化という作業の安全の確保についてお尋ねがありました。

下水道管路の点検作業は、危険な現場にできるだけ人が入らずに効率的に行うことが重要であり、技術の高度化、実用化に向けて、自治体や民間企業と連携し、ＤＸ技術の開発や情報発信の充実などに取り組んでまいります。

また、下水道管路の点検作業における安全対策については、国土交通省において、特に留意すべき点を取りまとめ、全国の下水道管理者に周知するとともに、委託事業者への指導監督など適切な措置を講じるよう要請をしており、引き続き作業の安全確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

今後必要となる下水道の維持管理・更新費についてお尋ねがありました。

リダンダンシー、すなわち管路の複線化などの多重性の確保や維持管理の効率化は、各自治体において地域の実情を踏まえて取り組まれるものであり、これらを全て含む費用をお示しすることは困難ですが、本法案においては、各自治体において、その地域で今後必要となる複線化等の事業や維持管理、改築の事業を勘案して、長期的な収支見通しを公表することを努力義務として規定をしています。

国土交通省としては、各自治体において長期的な収支見通しが適切に作成、公表されるよう、技術的支援を行ってまいります。

老朽化対策等の財源と現場の人員確保、処遇改善への予算の充当についてお尋ねがありました。

財源については、本法案において、下水道使用料の算定の考え方の明確化を盛り込むとともに、国土強靱化実施中期計画に基づき、老朽化対策やリダンダンシーの確保等の取組を財政的に支援してまいります。

また、確保した予算が人員確保や処遇改善に生かされるためには、自治体において最新の積算基準や労務単価等に基づき事業が適正に発注されることが重要です。このため、国土交通省としては、積算基準の随時の見直しや適正な価格での発注を自治体に働きかけること等によって対応してまいります。

物価上昇局面における柔軟な予算配分や公共投資の抜本的な拡充の必要性についてお尋ねがありました。

下水道の計画的な改築については、国土強靱化実施中期計画に戦略的維持管理、更新を位置付け、集中的に取り組んでいます。

引き続き、近年の資材価格や労務費等の上昇を考慮し、必要かつ十分な公共事業予算がしっかり確保されるよう全力で取り組んでまいります。

（拍手）

―――――――――――――

○議長（関口昌一君）　平戸航太君。

〔平戸航太君登壇、拍手〕

○平戸航太君　国民民主党・新緑風会の平戸航太です。

まず、一言申し上げます。

今、国会審議の在り方について、国民の皆様の間には様々な受け止めがあります。しかしながら、いかなる事情があろうとも、国会の最も重要な責務は議論を尽くすことにあります。

今回、予算の集中審議、そして党首討論の場がようやく実現する運びとなりましたが、その場において国民の負託に真に応える深い議論を交わすことこそが我々の果たすべき責務です。

その決意を胸に刻み、ただいま議題となりました下水道法等の一部を改正する法律案について、会派を代表し、金子国土交通大臣に質問いたします。

昨年一月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の陥没事故では、尊い命が失われるとともに、約百二十万人に及ぶ長期間にわたる下水利用の制限や悪臭など、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしました。また、昨年三月の秋田県男鹿市や八月の埼玉県行田市、さらには先日五月の福島県福島市で発生した点検、補修作業中の事故など、現場でインフラを支える作業者の方々の尊い命が失われる痛ましい事態も相次いでおります。

硫化水素中毒などによる下水道関連の労働災害では、過去三十年間で七十名以上が犠牲になるなど、現場作業の過酷さと危険性は極めて高い状態にあります。

改めて、お亡くなりになられた方々へ謹んで哀悼の意を表すとともに、危険な現場で日本のインフラを支えてこられた作業員の皆様に深い敬意を表します。

現在、全国に張り巡らされた約五十万キロの下水道管のうち、約一割弱の四万キロが耐用年数である五十年を超えており、二十年後にはこれが四割、二十一万キロを超える見通しとなっています。さらに、令和六年の能登半島地震を始めとする度重なる自然災害において、管路の損傷による断水や下水機能の低下が長期化し、インフラの脆弱性が浮き彫りになっています。加えて、本年二月には岡山県総社市で老朽管の破損により土砂が詰まり、マンホールから排水があふれ、復旧が三か月程度に及ぶなど、老朽化する地下インフラの脅威を私たちに強く再認識させる出来事となりました。

こうした背景から提出された本改正案は、安全確保を最優先としたマネジメントの確立や人口減少を見据えた持続可能な基盤強化を図るものであり、その方向性は評価するものです。しかしながら、数多くの課題が山積しています。

以下、大きく四点にわたり伺います。

第一に、老朽化対策の着実な実行と現場への支援についてです。

診断基準の法制化等は、事故防止の観点から極めて重要である一方、多額の費用を要するのも事実です。現在、資産維持費を下水道使用料に算入

している事業者は僅か二十二事業者、全体の一九％にとどまっています。衆議院での答弁では、地方財政措置などを通じて修繕支援を充実させるとの説明がありましたが、今回の使用料算入の明文化により大幅な使用料値上げや赤字補填の拡大につながるのではないかという懸念を払拭するには不十分です。

住民負担の急増を確実に抑えるためには、改修等により既存の下水道インフラの長寿命化を着実に推進するとともに、国による一層の手厚い支援が不可欠であると考えますが、見解を伺います。

また、人手不足が深刻な中での点検義務化は、業務量の急増や安全管理の低下を危惧させます。安全を確保しつつ、増大する点検、改善、改修業務を遂行するための人材確保と現場への支援策を国主導で強化すべきと考えますが、見解を伺います。

点検の精度についても伺います。

八潮市の事故では、事故の三年前に実施された浮流式カメラによる点検において、映像が取得できない区間であったにもかかわらず中度と診断され、必要な対策につながりませんでした。

現在、ドローンなど人が管内に入らない手法について、自治体や民間企業との連携の下、点検精度や効率性を高めるための技術開発が進められていることは承知しています。しかし、現行の取組状況と今後の課題を整理する必要があると考えますが、見解を伺います。

さらに、昨年実施された全国特別重点調査の結果、緊急性が高いと判断された箇所について国が原則一年以内の対策を求めている以上、中東情勢などによる部材価格の高騰が対策の遅れにつながってはいけません。国は現在の現場の実態を正確に把握しているのでしょうか。国から積極的に自治体や事業者へ直接ヒアリングを行うべきです。

その上で、もし部材高騰等が実際の対策の遅れにつながっているのであれば、自治体や事業者への直接的支援を含め、国が主導して財政措置を講じることが不可欠であると考えますが、見解を伺います。

第二に、事業の持続可能性を高める広域連携と分散型への転換についてです。

広域連携の実効性確保について、衆議院で示された大都市等への補助制度は、移行時の初期費用を対象とした一時的支援にすぎません。愛知県西三河地域では、県と市町が連携し上下水道の一本化を検討する全国初の取組が進んでいますが、中核自治体からは、維持管理費を恒久的に抱え込むことで、自らの料金値上げや業務負担増につながるとの懸念が依然として示されています。使用料水準や起債残高の格差といった統合の根本的課題を克服するには、現行の対策では不十分です。

連携の核となる中核自治体が納得して参画できるよう、より強力かつ継続的なインセンティブを付与し、実効性を高めるべきと考えますが、見解を伺います。

また、人口減少下では、多額の維持費を要する集合処理から分散型への転換は不可避です。

石川県珠洲市や静岡県南伊豆町では、被災や財政悪化を契機に浄化槽等への転換が検討、実施されています。しかし、各家庭の設置スペースといった物理的制約や維持管理費増加への懸念が住民合意の大きな障壁となっています。さらに、施設廃止に伴う撤去費用や残存起債の負担も大きくのしかかります、重くのしかかります。衆議院で答弁された合意形成ガイドラインの整備だけでは、多大な労力を要する現場の合意形成は進みません。

災害に強い分散型への転換を後押しするため、下水道を所管する国土交通省と浄化槽を所管する環境省が、縦割りを排し、政府一体で現場支援と十分な助成措置を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

第三に、新技術の導入と道路管理者等との連携強化についてです。

点検や維持管理を担う現場の人手不足解消と安全確保に向け、ドローン等の導入は急務ですが、下水道のＤＸ技術導入率は二一％にとどまっています。衆議院での答弁では、技術カタログの充実や財政的支援を行っているとのことでしたが、財政状況の厳しい自治体単独での導入は依然として容易ではありません。

新技術の導入に際しては、ソナー等のデュアルユース技術やセンシング技術など、日本の誇る最先端の技術を結集するとともに、導入事例の全国的な横展開を図ることが有効と考えます。

新技術の全国的な普及に向け、より強力な技術的、財政的支援を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

本改正案には、下水道管理者と道路管理者、さらには道路占用者と道路管理者との連携を強化するための協定制度を新たに創設するとともに、埋設工事時の完了時には竣工図等の提出を義務付けるなど、占用許可制度を見直す内容が盛り込まれています。

これらの協定制度による連携強化や地下空間情報の見える化を通じた住民の安全、安心の確保は、自治体任せにするべきではなく、国も主導的に対応すべき施策であると考えますが、見解を伺います。

第四に、下水の資源としての活用についてです。

下水道は、単なる汚水処理施設ではなく、汚泥から回収されるリンは肥料として活用でき、発生するバイオガスはエネルギー源として利用可能であり、貴重な資源として位置付けられるべき存在です。

循環型社会の構築に向け、下水を資源として最大限に活用するためには、他分野との連携や新たな産業育成を見据えた国の取組方針と支援策を一層強化することが不可欠です。

政府として、こうした資源としての下水の活用をどのように推進していくのか、見解を伺います。

以上、前向きかつ具体的な答弁を金子国土交通大臣に求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子恭之君）　平戸航太議員にお答えいたします。

まず、下水道インフラの長寿命化と国の支援についてお尋ねがありました。

今回の法案は、広域連携による事業運営の効率化や、予防保全型メンテナンスの徹底による既存の下水道インフラの長寿命化などを図る措置を盛り込んでおり、大幅な使用料の値上げや赤字補填の抑制につながるものと認識をしております。

その上で、国の財政支援については、本法案の趣旨を踏まえ、また、国土強靱化実施中期計画に基づき、必要な予算の確保に努め、強靱で持続可能な下水道の構築をしっかりと支援してまいります。

点検、改修業務を担う民間の人材確保と現場への支援策についてお尋ねがありました。

担い手の確保と安全な作業の遂行の両面から、ＡＩやロボットなどの先端技術の現場への導入が必要不可欠です。

このため、本法案において、国の基本方針に先端的な技術の活用を位置付け、こうした技術に関する自治体への情報提供の強化や、活用に必要な経費が確実に確保されるよう、下水道事業の積算基準の整備等に取り組んでまいります。

また、若い世代に対して下水道の果たす役割ややりがいについて情報発信を行うことなどを通じて、担い手の確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

点検の技術開発に関する取組状況と今後の課題についてお尋ねがありました。

国土交通省では、管路の点検が効率的かつ安全、確実に実施されるよう、ドローンなど人が管内に入らない点検手法の技術開発を進め、これを原則とするよう自治体に要請するなどの取組を進めています。

一方、画像が粗く、ひび割れなど損傷の程度の正確な把握がしづらい場合や、管路内での正確な飛行位置の特定が困難な場合があるといった課題が存在すると認識をしております。このため、これらの課題を解決するための民間企業等の新技術を公募して実証に取り組むなど、点検の高度化のための技術開発を推進しているところでございます。

全国特別重点調査に基づく対策に関する現場の実態把握と財政支援についてお尋ねがありました。

中東情勢などによる価格高騰の状況については、自治体への聞き取りや関係団体を通じて事業者のお声を伺う等により把握しているところであり、自治体に対して適正な請負代金や工期の設定を行うよう要請しているところです。

国土交通省としては、全国特別重点調査で緊急性が高いと判断された箇所などで必要な対策が確実に実施されるよう、国土強靱化実施中期計画に基づき、近年の資材価格や労務費等の上昇も考慮しながら、必要な予算をしっかり確保してまいります。

広域連携の実効性確保についてお尋ねがありました。

令和八年度から、広域連携の推進のため、小規模自治体への支援に取り組む大都市等へのインセンティブを付与する補助制度を創設しました。この制度は、移行時の初期費用のみならず、その後の運営基盤強化も含め、大都市等の補助対象を大幅に拡充したものです。

さらに、小規模自治体を支援する大都市等に対しては、広域連携以外の取組も含めて防災・安全交付金等の重点配分の対象としております。

国土交通省としては、こうした支援措置の活用や広域連携の推進に向けた技術的助言などを通じて、広域連携の実効性を確保してまいります。

浄化槽への転換に対する現場支援と財政支援についてお尋ねがありました。

国土交通省では、人口が減少する地域における下水道から浄化槽への転換を後押しするため、環境省等とも連携し、具体的な検討を行う自治体へ技術的助言を行うなどの伴走支援を行っております。

加えて、浄化槽への転換に当たっては、国土交通省において下水道管路の撤去を財政支援するとともに、環境省において公共浄化槽の設置を通常よりも高率の補助率二分の一で支援することとしております。

引き続き、関係省庁と緊密に連携して、下水道から浄化槽への転換をしっかりと進めてまいります。

新技術の普及に向けた支援についてお尋ねがありました。

新技術の導入支援、普及のため、新技術のコスト情報、実際に導入した自治体の声や導入の効果などの最新の情報を分かりやすく整理し、自治体に周知しています。

さらに、スタートアップ企業と自治体等とのマッチングの機会を設けるなど、新技術の積極的な活用を促進するとともに、新技術を活用した点検に対して、防災・安全交付金等による財政的支援を行っています。

下水道事業の効率化に資する新技術の更なる活用は必要不可欠であり、今後ともこれらの取組を総動員して取り組んでまいります。

下水道管理者と道路管理者との連携強化や地下空間情報の見える化を通じた住民の安全、安心の確保についてお尋ねがありました。

本法案では、本法案で創設する協定制度による下水道管理者等々と道路管理者との連携強化のため、国土交通省において、協定のひな形や費用負担の考え方などを整理して関係者に周知し、路面下空洞調査を共同で実施するなど、協定制度を活用した連携が進むよう取り組んでまいります。

また、国土交通省において、占用物件の正確な位置情報を含む地下空間情報のデジタル化、統合化によるプラットフォームを構築するなど、国が主導して地方公共団体の取組を促進しつつ見える化を早期に進め、住民の安全、安心を確保してまいります。

資源としての下水の活用についてお尋ねがありました。

下水汚泥の肥料利用やエネルギー利用は、循環型社会の構築に向け、農業、エネルギーなど他分野との連携や新たな産業育成の観点から取り組むべき重要な課題であると認識しています。

このため、国土交通省としては、関係省庁と連携し、下水処理場を拠点として、下水汚泥から回収したリンの肥料利用、バイオガスのエネルギー利用などに取り組む地方公共団体に対して技術的、財政的な支援を行っており、このような取組を通じて、下水を資源として有効活用することにしっかりと取り組んでまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　秋野公造君。

〔秋野公造君登壇、拍手〕

○秋野公造君　公明党の秋野公造です。

私は、ただいま議題となりました下水道法等の一部を改正する法律案につきまして、公明党を代表して質疑を行います。

法改正の背景には、下水管の破損に起因する痛ましい大規模な道路陥没事故が発生し、尊い命が失われたこと、全国的に施設が老朽化していることにあります。法律の目的に、下水道の基盤の強化が明示されることを高く評価をいたします。

その観点から、まずは国が取組を示すことが重要であり、重要物流道路と鉄軌道の地下に埋設される下水管の点検を行い、まずは必要な修繕を行うことを提案したいと考えますが、国交大臣の見解を求めます。

その上で、点検には非破壊検査が用いられることになると思います。非破壊検査の重要性についてどう評価をしているか、また、下水管の老朽化をどのように評価して、何をもって修繕を行うのかといった基準を定める必要があると考えますが、国交大臣の御見解をお伺いをいたします。

また、政府が作成した下水道法改正案を説明するポンチ絵には、ドローンを活用した点検、診断のイメージが示されています。狭い管路をＧＰＳを用いないでドローンで点検できる仕組みを推進すべきと考えます。

一方で、点検にあっては、下水道のメンテナンス事業においては、ドローンの操作が得意ではなく、ドローン事業者は管路の危険性に十分対応できる能力を持ち合わせていません。硫化水素の発生など人命に関わる下水道の点検をドローン事業者に行わせるのは無理があるように思います。

下水道のメンテナンス事業者がドローンの操作に習熟して、安全性を知るプロとして実施をすることが現実的だと思いますが、国交大臣の御見解をお伺いをしたいと思います。

さらに、ドローンの供給に応じて利活用する立て付けでは点検の推進は困難だと思います。下水道メンテナンス事業者がドローンを保有し、操作できる人材を育成し、活用を推進するための支援を行ってはどうかと提案をいたしますが、国交大臣にお伺いをいたします。

次に、下水道の基盤の強化についてお伺いをします。これからどのように対応するか議論を深めることは重要であり、これまでの経緯を検証することも重要であります。過去の経緯とこれからの対策が相対するものになっているかという観点から質疑をいたします。

まずは、強靱で持続可能な下水道の実現に向けて、各地域で適時適切に維持管理、改築できるよう国が役割を果たしてきたのかについてお伺いをいたします。

今後も、下水道の維持管理・更新費用は増加していきます。下水道の管路やポンプ場に係るコストは、人口が維持されている限り経済合理性が高いことは広く共有されておりますが、その目安とされてきたのが、人口密度が一ヘクタール当たり四十人以上の地区が連なって五千人以上の集積がある人口集中地域です。

現時点で人口集中地域に住む人口の割合は約七〇％。一方で、生活排水のインフラのうち下水道が占める割合は九割を超え、下水道の整備は過剰の状態です。これまでの下水道整備の在り方はバランスが取れたものであったのか、国交大臣の見解を伺います。

政府は、二〇一五年に水循環基本計画を定めて、地域で下水道と浄化槽のどちらで整備するのがふさわしいのか、それぞれ要する経費を比較した上で方針を決定する都道府県構想に基づいて対応するとしました。水循環基本計画を定めた二〇一五年以降、地域における経済合理性に基づく選択は進んだのか、その進捗について国交大臣の見解を求めます。

今後、下水道の老朽化状況を把握して、戦略的な再構築を行うことは重要です。一方で、人口集中地域を含まない市町村で再び下水道による再構築を行っていくのなら、それは更新と借金の連鎖を繰り返すことになります。

今後、下水道区域の見直しに当たり、現時点で都市的地域を含まない市町村においてどう再構築していく方針なのか、どのように技術的助言を行うのか、国交大臣の見解を求めます。

あわせて、今後、人口が減少して人口集中地域を含まなくなる市町村に対する技術的助言の内容についてお伺いをします。

これまで下水道の整備に要した事業債は、維持管理料と合わせて、下水道使用料によって償還する立て付けです。しかしながら、市町村においては、市民の支払う下水道使用料が、下水道の維持管理に充てられた上で、建設のための事業債の償還に適切に充てられてきたとお考えでしょうか。国交大臣の見解を求めます。

あわせて、不足分を埋めるために、下水道を利用しない住民も含めて納めた税である一般会計から繰入れを行ってきたことに合理性はあるとお考えですか。国交大臣の見解をお伺いします。

今後、下水道区域の見直しを踏まえ、下水道事業の財政収支の在り方についてどのように市町村に対する技術的支援を行っていくおつもりか、国交大臣の見解をお伺いします。

総務省は、過去に、自治体の一般会計の繰入れに対して、下水道事業費の繰り出し基準を見直して、公費の繰入れの範囲を広げ、交付税措置を行ってきました。その結果、下水道財政は健全に見えるようになりました。

しかし、その後、市町村においては使用料の引上げを先送りする傾向となり、住民の立場では、下水道の使用料は安い、浄化槽の維持管理費用は高いという状況と認識を広めてしまったことは残念です。

これでは、下水道と浄化槽の選択に当たり、価格を通じた合理的選択は機能しなかったのではないかと思う部分があります。総務大臣に御見解をお伺いします。

さらに、下水道の使用料を上げにくくなった結果、下水道の維持管理費用が不足したのではないかとも考えますが、国交大臣の見解を求めます。

今後も、適地で適時適切なインフラ整備は重要です。法改正以降の交付税措置についてどのような方針としていくのか、総務大臣の見解を求めます。

雨水処理経費は、本来、汚水処理とは切り分けるべきものです。雨水管と汚水管を分けて、汚水のみ最終処理場に流す方式は、インフラを維持する観点からも、大雨の際に公共用水域の水質を保全する観点からも合理的でありますが、今後の汚水管と雨水管の整備の在り方について国交大臣の見解を伺います。

市町村においては、これまで雨水も含めて公費措置が行われ、人口密度が低く、汚水処理単価が高額になる市町村ほど公費繰入れがしやすく、総務省はその七割を交付税措置の対象としてきました。今後も、特に小規模な市町村が、下水道若しくは浄化槽を経済合理性に基づいて適切に選択できるよう支えていただきたいと要望いたしますが、総務大臣の見解を求めます。

能登地震の後、珠洲市においては、全国浄化槽団体連合会の支援を受けて、下水道から浄化槽に転換する取組を支援しました。人口集中地域を含まない市町村が、下水道ではなく浄化槽に転換するニーズは高いと考えます。

既に下水道の撤去及び浄化槽の設置に対する予算措置が準備をされておりますが、規模が小さい市町村が下水道区域を見直す場合は、下水道の撤去、浄化槽の転換に期間限定でも手厚く支援をしてはどうかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

下水道の後年度負担を減少させる効果を見込んで、国交省も財政支援を検討すべきだと考えますが、国交大臣の見解を求めます。

最後に、下水道法の理念にも浄化槽法の理念にも、公共用水域の水質保全が示されています。だからこそ、下水道インフラの強靱化は今後とも重要であります。

そして、下水道を撤去して浄化槽が設置されないならば、公共用水域の水質保全は維持できません。国交大臣におかれては、公共用水域の水質保全のために、下水道区域の見直しに基づく浄化槽の転換は国交省も責任を負う、その決意を力強く答弁してくださいますようお願いを申し上げまして、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子恭之君）　秋野公造議員にお答えいたします。

まず、優先すべき下水道の点検、修繕についてお尋ねがありました。

国土交通省では、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、全国の自治体に類似の箇所などで重点調査を実施していただき、その結果に基づく対策について、国土強靱化実施中期計画に基づき重点的に支援しております。

また、点検等の基準の見直しにより、重要な道路や鉄軌道の下に埋設された管路など、事故発生時に多数の住民に重大な影響を及ぼす管路を重点的に点検し、その結果を基に修繕等の対策が行われるよう取り組んでまいります。

点検と修繕の基準についてお尋ねがありました。

道路陥没につながる劣化や異状を的確に把握するため、管路内の目視に加えて、路面下空洞調査等の非破壊検査を適切に組み合わせることが重要と考えており、今後、点検の基準に位置付けることとしております。

また、本法案においては、施設の安全性を評価し、修繕等の要否を判断する診断基準を新たに位置付けており、これにより、自治体による必要な対策が着実に推進されるものと考えております。

ドローンを活用した点検、診断についてお尋ねがありました。

下水道管路については、効率的かつ安全、確実な点検が実施されるよう、ドローンの活用が必要です。このため、業界団体等と連携して、下水道管路のメンテナンスに従事する者もドローンの操縦技術を習得できるよう、資格や研修制度などについて検討してまいります。

また、ドローンを活用した管路の点検について自治体への財政支援を行うとともに、中小企業等がドローンを購入するための補助制度について周知してまいります。

地域ごとの下水道整備の在り方と経済合理性についてお尋ねがありました。

下水道については、関係省庁と連携して、人口減少を踏まえた効率的な汚水処理ができるよう、浄化槽等との適切な役割分担の下でその整備を進めてきたところです。

また、二〇一五年以降の十年間で、浄化槽への転換により、下水道などの集合処理の整備計画区域が約四割に当たる二十三万ヘクタール減少しているなど、適切な見直しが進んでいると認識をしております。

人口が集中する地域を含まない市町村における下水道区域の見直しの方針と市町村に対する技術的助言についてお尋ねがありました。

各地域の人口動態に応じた適切な汚水処理施設の整備を進めることが重要であり、下水道整備済みの区域のうち、既に人口密度が著しく低下、あるいは今後低下が見込まれる地域においては、浄化槽への転換を適切に進めることが必要です。

国土交通省としては、浄化槽への転換が円滑に進むよう、関係省、環境省等とも連携し、コスト比較等の手法や住民との合意形成の考え方などをガイドラインとして取りまとめ、自治体を技術的に支援してまいります。

下水道事業の財政収支の在り方についてお尋ねがありました。

中小自治体を中心に、使用料収入と総務省の基準に基づく一般会計の繰入金では下水道事業債の償還の財源が不足し、基準外の繰入金を充てている団体が存在するなど、経営上の課題を抱えていると認識をしております。

一般会計からの基準外の繰入れについては、それぞれの自治体が地域の実情を踏まえて独自に判断をされてきたものと承知をしております。

このような状況も踏まえ、今回の法案では、下水道の基盤の強化のため、広域連携の推進や収支見通しの作成、公表等を位置付けており、今後、国において制度を適切に運用するためのガイドラインを示すことなどにより、自治体を技術的に支援してまいります。

下水道使用料と維持管理費の関係についてお尋ねがありました。

汚水処理に要する経費を使用料や補助金、総務省の基準に基づく一般会計からの繰入金で賄えていない自治体が全体の約四分の三を占めているものと認識をしております。

一般会計からの繰入れが下水道使用料を上げにくくしているとは認識しておりませんが、いずれにしても、下水道事業の健全な経営、適切な下水道使用料設定に向けて、今回の法案においては、改築費用を含む収支見通しの作成、公表や、下水道使用料の算定の考え方を明確化することとしております。

今後の汚水管と雨水管の整備の在り方についてお尋ねがありました。

法目的に公共用水域の水質の保全が位置付けられた昭和四十五年の下水道法改正を踏まえ、汚水、雨水を別々に排除する分流式下水道を原則とし、その整備を支援しております。

浄化槽転換に対する財政支援についてお尋ねがありました。

下水道から浄化槽への転換に当たっては、国土交通省において下水道管路の撤去を財政支援するとともに、環境省において公共浄化槽の設置を通常よりも高率の補助率二分の一で支援しております。

まずは、これらの財政支援を通じて、下水道から浄化槽への転換をしっかりと進めてまいります。

下水道から浄化槽への転換についてお尋ねがありました。

下水道と浄化槽は、公共用水域の水質保全のための重要なインフラであると認識しており、環境省等とも連携し、下水道廃止区域における浄化槽への転換も含め、持続可能な汚水処理システムの構築にしっかりと取り組んでまいります。（拍手）

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣（林芳正君）　秋野議員からの御質問にお答えいたします。

まず、浄化槽事業に係る交付税措置などについて御質問がありました。

生活環境の改善といった下水道の公共的役割に鑑み、下水道事業について交付税措置を講じております。地方自治体が浄化槽を整備する場合にも、下水道事業と同程度の交付税措置を講じているところでございます。

各自治体においては、このような措置等を踏まえて、地域において必要となる規模の汚水処理施設を整備しているものと承知しております。

法改正以降におきましても、各自治体が地域の実情を踏まえて汚水処理施設の整備を行えるよう、適切な交付税措置を講じてまいります。

次に、市町村における汚水処理事業への支援についての御質問がございました。

下水道事業について処理区域内人口密度に応じた交付税措置を講ずるとともに、浄化槽事業について人口密度の最も低い団体の下水道事業と同等の交付税措置とするなど、各自治体が適切な処理方式を選択できるよう、地域の実情を踏まえて措置を講じてきたところでございます。

今後とも、各自治体が地域の実情に応じて適切な処理方式を選択できるよう、関係省庁と連携し、適切に対応してまいります。（拍手）

―――――――――――――

○議長（関口昌一君）　初鹿野裕樹君。

〔初鹿野裕樹君登壇、拍手〕

○初鹿野裕樹君　参政党の初鹿野裕樹です。

会派を代表して、ただいま議題となりました下水道法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

質問は、全て金子恭之国土交通大臣に伺います。金子大臣、どうぞよろしくお願いします。

まず、八潮市の道路陥没事故で亡くなられた方に改めて哀悼の意を表します。また、今なお復旧工事や生活への影響を受けている皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の改正案は、施設の老朽化や担い手不足を踏まえ、強靱で持続可能な下水道の実現に向けて維持管理の強化などを図るものとされています。

こうした取組は必要です。しかし、大規模な道路陥没によって人命が失われる事故を経験してなお、人材と財源の不足という根本的な問題に十分踏み込んでいるとは言えません。

点検を強化しても、それを担う職員がいなければ事故は防げません。異常を見付けても、その危険性を見極め、必要な工事につなげる人がいない。危険が分かっても、直すための財源がない。今、多くの自治体がこうした問題を抱えています。

下水道に関わる職員は、ピーク時から約四割も減少しています。小規模な自治体では、僅か数人の職員で点検や修繕計画、災害対応に至る下水道事業全体を支えている例もあります。これでは、日々の維持管理だけで手いっぱいです。人を育て、技術を次の世代へ引き継ぐ余裕はありません。

下水道は、採算が合うかどうかで、なくしてよいものではありません。人が暮らす限り、どの地域にも必要です。公衆衛生を支え、事故や災害から命と暮らしを守る基幹インフラです。現場の頑張りだけに下水道の安全を委ねる、そんなやり方はもう終わりにしなければなりません。

そこで、下水道行政における国の責任について伺います。

本改正案では、国が下水道の整備と基盤強化に関する施策を策定、推進し、都道府県や下水道管理者に必要な技術的、財政的援助を行うよう努めるとの責務規定が新たに設けられます。

まず、この責務規定は、安全確保を自治体任せにせず、国が責任を持って支える趣旨と理解していいのか、伺います。

あわせて、都道府県や下水道管理者に、広域連携の推進を始め、下水道の基盤強化に向けた新たな取組を求めるのであれば、それを担う職員と財源も必要です。広域連携を進めても、自治体の人員不足そのものが解消するわけではありません。国は、この責務規定を自治体の人材確保と財政支援にどのようにつなげていくのか、答弁を求めます。

次に、国の基本方針について伺います。

本改正案では、下水道の基盤強化に関する国の基本方針を新たに定めることとしています。

高市政権は、責任ある積極財政を掲げ、国土強靱化を始め、リスクに先手を打つ危機管理投資を進めるとしています。老朽化した下水道管の更新や耐震化は、道路陥没や災害を未然に防ぎ、国民の命と暮らしを守るための、まさに典型的な危機管理投資です。

事故が起きてから復旧するのではなく、壊れる前に直す。下水道こそ、国が長期的な視点に立って、計画的に取り組むべきインフラ投資ではありませんか。技術職員の確保、育成と老朽管の計画的な改築に必要な財源を安定的に確保する方針を、国の基本方針の柱に明確に位置付けるべきではありませんか。答弁を求めます。

次に、ウォーターＰＰＰと国費支援について伺います。

政府は、令和九年度以降、汚水管の改築に対する一定の国費支援について、ウォーターＰＰＰの導入を決定することを条件としています。しかし、その導入は自治体の義務ではありません。政府はこれまでも、官民連携は自治体が自主的に判断する選択肢の一つだと説明してきました。それにもかかわらず、ウォーターＰＰＰの導入を国費支援の条件とすれば、財政事情の厳しい自治体に、事実上、導入を迫ることになるのではありませんか。

国が必要な技術的、財政的援助を行う責務を負いながら、なぜ汚水管の改築に対する支援を特定の事業手法の導入と結び付けるのですか。

ウォーターＰＰＰを選ばなかったことを理由に、老朽管の改築が遅れてはなりません。導入しない自治体にも、施設の安全性や改築の緊急性に応じて国費支援を行い、地域の実情に応じた選択を保障するべきではありませんか。

以上、三点について答弁を求めます。

次に、ウォーターＰＰＰによる自治体の技術力の空洞化について伺います。

政府は、ウォーターＰＰＰを導入しても、下水道管理の最終的な責任は地方公共団体に残るため、民営化ではないと説明しています。しかし、維持管理や更新を長く民間に委ねれば、自治体の役割は実務を担うことから事業者を監督することへと変わっていき、その結果、自治体に蓄積されてきた現場の知識と経験が失われていくのではありませんか。

私自身、警視庁で柔道指導者として長年訓練と人材育成に携わってきました。技術や判断力は、日々の訓練と経験を通じて受け継いでこそ、いざというときの力になると実感しています。下水道の分野でも、現場を知る自治体職員の力を細らせるような官民連携では、事故や災害に対応できません。

加えて、国交省のガイドラインでも、特定の事業者に過度に依存する、いわゆるベンダーロックインの懸念が示されています。データや技術、現場の知識が特定の事業者に集中すれば、自治体が事業をコントロールする力も弱まるのではありませんか。最終責任を自治体に負わせながら、その責任を果たすための人員や技術を失わせることがあってはなりません。

政府は、自治体の技術やノウハウの空洞化と特定事業者への過度な依存をどう防ぐのか、また、自治体職員が自ら異常を見抜き、事故や災害の際に判断し対応できる力をどう確保するのか、答弁を求めます。

次に、公共下水道の区域の廃止について伺います。

本改正案では、地方公共団体が公共下水道に代わる措置を講ずる場合、利用者全員の同意がなくても排水区域や処理区域を廃止できるとしています。

本改正案では、新たに国が必要な技術的、財政的援助を行う責務が定められています。この責務は区域廃止後の代替措置についても及ぶと理解してよいのか、伺います。

区域の廃止によって、これまで公費で賄ってきた下水処理の費用が浄化槽の設置費や維持管理費として各世帯に転嫁されることがあってはなりません。区域を廃止した後も住民に新たな負担を負わせることなく地域の汚水処理を維持するため、国はどのような財政支援を行うのか、答弁を求めます。

最後に、下水道使用料について伺います。

本改正案では、将来の改築に必要な費用も下水道使用料に反映できることになります。老朽化対策や施設の改築をこれ以上先送りすることはできません。しかし、人口減少が進む地域では、利用者が減るほど一人一人の負担は重くなります。改築費を利用者の負担に頼れば、使用料の引上げにつながり、住民の暮らしを圧迫しかねません。

必要な対策を進めながら、住民に過大な負担を負わせないために、国はどのような財政支援を行うのか、また、人口減少による急激な負担増や地域間の著しい使用料格差をどのように抑えるのか、答弁を求めます。

参政党は、国民の命と暮らしを支える基幹インフラを市場原理に委ねることに反対します。こうしたインフラを守ることは、政治の最も基本的な責任です。その責任を現場や住民に押し付けてはなりません。

国が必要な体制と財源を確保することを強く求め、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣（金子恭之君）　初鹿野裕樹議員にお答えいたします。

まず、下水道の安全確保や自治体の人材確保、財政支援に係る国の責務についてお尋ねがありました。

国土交通省としては、責務規定に基づき、下水道の安全確保を推進するため、自治体に対し技術的、財政的支援をしっかり行ってまいります。

また、自治体職員の確保のため、自治体間の広域連携による専門的知見を有した職員の確保や事業執行体制の構築、産学官連携による人材確保に取り組んでまいります。

さらに、国土強靱化実施中期計画に基づき、老朽化対策などの取組を国として財政的に支援してまいります。

長期的な視点のインフラ投資と技術職員の確保、育成及び計画的な改築についての国の基本方針についてお尋ねがありました。

下水道は、国が長期的な視点から整備や基盤強化の取組に関する方向性を示し、自治体の計画的な改築等の取組を支援していくべき重要なインフラと認識をしております。

人材の確保、育成については、広域連携等による体制の強化や研修の充実などの具体的な取組について基本方針に定めます。

さらに、計画的な改築については、その長期的な見通しを勘案しながら、国による重点的な財政支援の取組について基本方針に定めます。

水の官民連携、いわゆるウォーターＰＰＰに関する国費支援の交付要件についてお尋ねがありました。

多くの自治体で執行体制が脆弱化している中、水の官民連携により、民間の人材、ノウハウ等を生かして事業を持続的に運営していくことは喫緊の課題です。

このため、水の官民連携の導入促進を図るべく、令和五年のＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランにおいて、令和九年度より国費支援の交付要件とする方針が定められ、これに沿って対応することとしています。なお、導入を自治体に強制するものではありません。

また、具体的な交付要件については、国土強靱化や広域連携の取組と整合を図り、地域の実情など自治体の御意見も伺いながら検討いたします。

水の官民連携による自治体の能力の弱体化、空洞化や緊急時対応への懸念についてお尋ねがありました。

多くの自治体で職員の減少が課題となっている中、水の官民連携により、自治体職員と民間の人材が連携して、災害時等も含めた対応能力の確保や、技術やノウハウの空洞化の防止を図ることは重要だと考えております。

その際には、継続的なモニタリングや官民の役割分担の明確化等により、災害時等も含め、自治体が事業を適切にコントロールする仕組みとなっています。

また、特定の事業者への過度な依存を防ぐため、契約期間満了時には事業者を改めて公募することとしており、適切に事業が引き継がれるよう、データを自治体に引き継ぐルールなどをガイドラインにより周知徹底してまいります。

下水道の区域の廃止後の代替措置に関する国の責務と財政支援についてお尋ねがありました。

廃止後の区域については下水道法の対象とはなりませんが、国土交通省としては、浄化槽による汚水処理が適切に行われるよう、関係省庁と連携して技術的及び財政的な支援を行ってまいります。

財政的支援について、具体的には、下水道から浄化槽への転換に当たっては、住民に過大な負担が生じないよう、国土交通省において下水道管路の撤去を財政支援するとともに、環境省において公共浄化槽の設置を通常よりも高率の補助率二分の一で支援することとしております。

人口減少地域での住民の使用料負担や国の財政支援についてお尋ねがありました。

今回の法案は、広域連携による事業運営の効率化や、予防保全型メンテナンスの徹底によるライフサイクルコストの抑制などを図るための措置を盛り込んでおり、急激な使用料の負担増や使用料格差の抑制につながるものと認識をしております。

また、国の財政支援については、本法案の趣旨や国土強靱化実施中期計画を踏まえ、必要な予算の確保に努めつつ、強靱で持続可能な下水道の構築をしっかりと支援してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（関口昌一君）　日程第一　令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書
日程第二　令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
日程第三　令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長西田昌司君。

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

〔西田昌司君登壇、拍手〕

○西田昌司君　ただいま議題となりました令和六年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

令和六年度決算外二件は、昨年十二月三日の本会議において、財務大臣から概要の報告を聴取いたしておりますので、その内容につきましては、これを省略させていただきます。

委員会におきましては、国会が議決した予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうかを精査するとともに、政府施策の全般について国民的視野から実績評価を行い、その結果を将来の予算編成及びその執行に反映させるとの観点に立って審査を行ってまいりました。

まず、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下での全般質疑を行った後、全六回に及ぶ省庁別の審査など、合計九回の審査を行い、租税特別措置、補助金の見直しに向けた取組状況、中東情勢を踏まえた対応策、過大交付等が指摘された多面的機能支払交付金等の在り方、固定翼哨戒機Ｐ１の低調な可動状況を改善する必要性など、行財政全般について熱心な論議が交わされましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

七月六日、質疑を終局し、委員長より、令和六年度決算について本会議で議決すべき議決案を提出いたしました。

以下、その内容を申し上げます。

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1　内閣府等八府省庁が株式会社ジェイアール東日本企画に委託等を行った事業において、同社が社員に虚偽の業務日誌を作成させ、実際には業務に全く従事していない社員や時間をあたかも従事したかのように装って人件費を算定し、令和元年度から五年度だけで約二十億円の委託費等を不正に受給していた事態は、遺憾である。

政府は、同社が中央省庁等向けの事業を開始した平成二十四年度から常習的に不正を行っていたにもかかわらず、長期にわたり見抜くことができなかったことを重く受け止め、同社に対して不当に支払われた委託費等の返還請求を厳正に行うとともに、本事案の周知徹底や他の委託先も含めた適切な事業実施のための点検、調査等を行い、再発防止に万全を期すべきである。

2　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業庁の補助金により設置造成した基金を原資として交付した中小企業等事業再構築促進補助金において、虚偽の実績報告書が作成されるなど悪質極まりない不正行為等により過大交付が発生したこと、事業者から事業化の状況が適切に報告されておらず、事業効果の正確な分析が困難な状況であったことは、遺憾である。

政府は、巨額の補助事業において不正を防止できなかったことのみならず、会計検査院から指摘されるまで正確な効果検証が行えない状況を放置していたことを重く受け止め、不正受給に厳正に対処することはもとより、事業者による報告内容の適正化により事業状況等の的確な把握を徹底し、補助金の適正な執行及び見直しに係る取組を強化すべきである。

3　中部電力株式会社が浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、原子炉建屋等の耐震設計の前提条件となる基準地震動を策定するためのデータを恣意的に操作するという不正行為が発生したことは、遺憾である。

政府は、現行の規制基準及び審査の下で、耐震設計の根幹に関わるデータに関し、原子力規制委員会による安全審査の信頼性を揺るがす不正行為が行われたことを重く受け止め、本事案の事実関係や経緯、是正措置等を確認するとともに、他の原子力発電所で同様のデータ不正が行われないよう審査プロセスの改善等について早急に検討を行い、再発防止に万全を期すべきである。

以上が議決案の内容であります。

また、議決案と併せて、委員長より六項目から成る内閣に対する措置要求決議案を提出いたしました。

討論を終局し、採決の結果、令和六年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって委員長提出案のとおり警告すべきものと議決されました。また、措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定をいたしました。

なお、同日、国会法第百五条の規定に基づき、会計検査院に対し、検査要請を行うことを決定いたしました。

検査項目は、こども・子育て施策の実施状況等について及び賃上げ環境整備に係る施策の実施状況等についてであります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　三件に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。吉田忠智君。

〔吉田忠智君登壇、拍手〕

○吉田忠智君　立憲民主・無所属の吉田忠智です。

私は、会派を代表して、令和六年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対、国有財産無償貸付状況総計算書の是認並びに内閣に対する警告決議案に賛成の立場から討論いたします。

冒頭、高市総理の政治姿勢に対し、一言苦言を申し上げなければなりません。

物価高を始めとする内外の重要課題への対応や、自らの中傷動画疑惑に対して、説明責任を果たすことなく、あろうことか、陳述書の提出をもって答弁に代えたいなど、国会軽視も甚だしい前代未聞の提案を行い、党首討論や予算委員会から逃げ続け、国会を空転させた責任は、極めて重いと言わざるを得ません。

総理は数の力におごっておられるのかもしれませんが、衆議院での圧倒的多数与党が民意の反映であるとするならば、参議院での少数与党も民意の反映であります。その事実から目を背けることなく、今般、与野党で開催を合意した党首討論と予算委員会における集中審議の確実な実施を始めとして、謙虚な姿勢で国会に臨まれることを改めて強く求めるものであります。

また、議場におられる自由民主党、日本維新の会の与党の皆さんも、良識の府たる参議院の一員として矜持をお持ちであると思います。この間の高市総理の政治姿勢は、我々野党だけではなく、与党の皆さんも含めた参議院に対する冒涜にほかなりません。熟議の府参議院として、充実した国会審議を実現するため、引き続き誠実に御対応いただくことを強くお願い申し上げたいと思います。

さて、令和六年度決算につきまして、主として以下の三つの理由から反対をするものであります。

第一に、我が国の財政は依然として厳しい状況にあるにもかかわらず、財政規律が大きく緩み、歳出の肥大化に歯止めが掛かっていないことです。日本の債務残高対ＧＤＰ比は極めて高い水準にあり、近年は、我が国の財政に対する市場の信認が揺らぎ、金利の上昇と円安の進行、そして物価の高騰という形で、国民生活への悪影響も生じています。

こうした状況に鑑みれば、歳出の適正化、効率化を図らなければならないことは言うまでもありません。しかしながら、例えば、令和五年度からの五年間で総額四十三兆円を確保することとされた防衛費については、令和六年度において不用額が一千百六十四億円に上り、翌年度への繰越額と合わせると一兆円を超えるなど、とても適正とは言い難い支出がなされています。我々が当初から主張していたとおり、合理的な根拠もなく、数字ありきで予算を確保したがためにこのような事態を招いていることは明らかであります。

しかしながら、政府・与党は、こうした状況を顧みることなく、安保三文書の前倒し改定を進め、ＮＡＴＯが目標として掲げる対ＧＤＰ比三・五％などを念頭に、更なる防衛費の増額を図ろうとしています。仮に対ＧＤＰ比三・五％の防衛費を目指す場合、直近のＧＤＰ水準を踏まえると、額にして約二十三兆円となり、現在の二倍以上の予算規模となります。安全保障環境の変化を踏まえ、防衛力を整備する必要性があることは一定理解をいたしますが、物価高で生活が厳しさを増す中、この巨額防衛費の財源を確保するために、既に国民は防衛増税という負担を強いられています。にもかかわらず、何の反省もなく、またまた数字ありきで予算を増やすようなことは、断じて許されるものではありません。政府には、今回の決算審議で指摘をされた点も含め、防衛費全体の抑制と適正化を図ることを改めて強く求めるものであります。

防衛費以外にも、今後、高市総理が悲願とまで言われた食料品消費税ゼロ、官民で総額三百七十兆円規模とされる戦略十七分野への投資など、巨額の財政支出が控えていますが、これらはいずれも具体的な財源が示されておらず、このままでは責任ある積極財政ではなく、無責任な放漫財政であるとのそしりは免れません。市場ではこの財政リスクが懸念され、長期金利は三十年ぶりの水準となり、ドル円相場も三十九年半ぶりに百六十二円台を記録するなど、既に大きな影響が出ています。言葉で責任を標榜しても、実態が伴わなければ何の意味もありません。更なる物価高から国民生活を守るためにも、高市内閣には、財政に対する市場の懸念を払拭すべく、実効的な策を講じることを強く求めるものであります。

第二の反対理由は、依然として予備費の正常化がなされていないことです。コロナ禍で予備費が肥大化して以降、巨額の予備費を設けることが常態化していますが、徐々に規模が縮小しつつあるとはいえ、令和六年度においても予算として二兆円が計上されており、いまだ正常化されたとは言い難い規模となっています。

予備費は、国会の事前議決の例外であり、内閣の裁量のみで支出できるため、財政民主主義の観点から抑制的に用いられるべきものであることは言うまでもありません。にもかかわらず、先般成立した令和八年度補正予算は、総額三兆円の予備費を追加計上するという異例、異常な内容となっています。コロナ禍以降、不十分ではありながらも正常化に向けて歩みを進めつつあった予備費が再び異常な状態に逆戻りしたことは、この間の決算審議の蓄積をじゅうりんするがごとき事態であり、誠に遺憾であります。

第三の反対理由は、基金が濫用され、積み過ぎが多額に上っていることです。基金の残高は令和六年度末時点で十七兆六千四百八十四億円にも上っており、令和元年度末時点と比較すると、実に七倍以上の規模に膨れ上がっています。政府は、令和五年の行政改革推進会議において、基金への新たな予算措置は向こう三年分とする、いわゆる三年ルールを設けましたが、我々は、これを既存の基金にも適用した場合、全体で約九兆円もの当面使用する見込みのない基金、言わば積み過ぎ基金があると試算をしております。

基金の原資は基本的に国債発行により賄われているものと考えられますから、直近の予算の積算金利を踏まえると、当面使用する見込みのない九兆円のために約二千七百億円もの利払い費を浪費していることになります。我々が度々主張してきたように、これらの積み過ぎ基金は、一度国庫に返納し、物価高対策など今必要とされる施策の財源に充てるべきです。

高市内閣における無責任な放漫財政路線の下、今後、財政規律の喪失と、ますますの歳出の肥大化が懸念されます。こうした状況下において、決算の参議院が果たすべき役割は今まで以上に大きくなるものと認識しております。その責務を重く受け止め、引き続き予算の適正化、正常化に向けて全力を尽くしていくことをお誓い申し上げまして、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　上田勇君。

〔上田勇君登壇、拍手〕

○上田勇君　公明党の上田勇です。

令和六年度決算、内閣に対する警告案、国有財産関係二件について、いずれも賛成の立場から討論を行います。

令和六年度予算については、公明党はその編成に関わり、賛成した経緯があります。予算執行の面では、決算委員会でも様々な指摘があったとおり、改善すべき点は多々あるものの、全体として是認すべきと判断いたします。

ここで一言申し上げますが、現在の国会の運営は異常と言わざるを得ません。公明党を始め野党が一致して要求をしている予算委員会での集中質疑や党首討論の開催に対して、自民、維新の与党はこれまで誠意を持って応じようとせず、ようやく一部前向きな動きが見られたところであります。

令和八年度予算及び補正予算は、野党が充実した審議を求めていたにもかかわらず、異常なほど短時間で終了いたしました。政府・与党が経済や外交などの国会での政策論議に真摯に対応しない、しようとしないことは、国会軽視も甚だしく、極めて遺憾であります。

今日、食料品始め、あらゆるものの価格が高騰し、家計に大きな打撃を及ぼしています。また、燃料、ナフサ由来製品の急騰や品不足で、中小事業者、農林漁業者等にも深刻な影響が生じています。

今、国民が国会に期待しているのは、暮らしと仕事に直結した重要テーマについて、十分な議論を尽くして、早急に有効な対策を実施することにほかなりません。残念ながら、今の内閣には国民の生活を重視する意思が全く感じられません。公明党が求めてきました物価高対策は、令和八年度予算にも補正予算にも十分には盛り込まれておりません。

また、何よりも重要なことは、物価上昇を上回る賃上げによって国民の所得を増やすことであります。ようやく定着してきた賃上げの流れを加速化していくことが経済の好循環を実現するためには不可欠であります。

最低賃金については、現在の二〇二〇年代中に全国平均千五百円との政府の目標を早期に達成するとともに、更にその後も継続的に取り組んでいくことが必要であります。政府は目標を先延ばしすることを検討していることも聞きますが、最低賃金は賃金体系全体を底上げに資するものであり、目標は堅持すべきであります。継続的、安定的な賃上げができて初めて日本経済の成長が実現できることを強調いたします。

また、審議の中で取り上げられた高市総理及び関係者による暗号資産や中傷動画問題について、国民が納得のいく説明がなされておりません。総理は説明責任を果たすべきであります。高市内閣には、国会における真摯な政策議論に誠意を持って対応することを強く求めるものであります。

他方、衆議院比例区削減法案については、政府・与党の合意のみで強引に進めようとしていることは看過できるものではありません。民主主義の根幹に関わる法案であり、本来、少数意見にも耳を傾け、慎重に結論を導いていくべきテーマであります。政府・与党の姿勢に強く抗議をし、法案の撤回を求めます。

令和六年度決算については、歳出の不用額が四兆三千億円、純剰余金二兆七千億円となっています。これまでしばしば本院でも指摘されておりますが、予算編成時により精緻な積算をすべきであり、政府においては今後更なる改善を求めます。

また、国債発行については、発行額を五兆円減少させていますが、多額の不用額と税収、税外収入の増加があり、純剰余金を削減をして国債発行を減らすべきではなかったでしょうか。

高市内閣では、財政運営に対するマーケット、懸念がありますが、財政健全化目標を見直すとしていますが、財政運営に対するマーケット、懸念がマーケットで広まっております。直近の長期金利の急上昇や行き過ぎた円安も、そうした懸念の表れの一つとも言われています。

決算委員会では、省庁別の審査を含めて充実した審査が行われました。各委員から政府の予算執行について、委託費、補助金等の不正、不適切な支出等、様々な指摘があり、是正を求めてきました。そのうち特に重要な事項について警告、措置要求の決議案として取りまとめ、決算委員会で可決をいたしました。決算を重視する参議院として、その役割を十分に果たすことができたものと考えています。

政府においては、委員会での審議内容を重く受け止め、より一層適正、効率的な予算執行に努めることを強く求め、討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　奥村祥大君。

〔奥村祥大君登壇、拍手〕

○奥村祥大君　国民民主党・新緑風会の奥村祥大です。

私は、会派を代表し、ただいま議題となりました内閣に対する警告決議に賛成、令和六年度一般会計歳入歳出決算外二案に反対の立場から討論いたします。

討論に先立ち、昨今の国会情勢について一言申し上げます。

昨日まで、各種報道では野党の審議拒否の文字が躍っていました。果たして事実なのでしょうか。これまで、野党は継続して集中審議と党首討論を求めてきました。これは国対間の協議で合意されたものであり、野党側が唐突に言い出したものでもなければ、無理難題を要求しているものでもありません。我々野党は、ルールを守る国会を取り戻したいのです。与野党の合意をほごにするのはなぜでしょうか。

答弁拒否の説明責任は総理にあります。先般の決算委員会でも、総理は、国会からの要請があれば誠実に対応する旨御答弁がありました。我々野党は何十回も要請してきました。仮に総理の耳に届いていなかったとすれば、誰かが情報を伝えていなかったのでしょうか。与党の中で情報の目詰まりが起きていたのでしょうか。

国民が求めているのは、数の力で押し切る与党でも、審議拒否する野党でも、ましてや答弁拒否する総理でもありません。ただ一つ、熟議を尽くす国会です。対話を諦めた瞬間に、民主主義は音を立てて崩れ落ちるのではないでしょうか。

国民民主党は、ルールを守り、必要な議論を重ねる国会を取り戻すために力を尽くすことを申し上げ、討論に入ります。

まず、我が会派は、令和六年度政府予算案に対し、賃上げの機運を中小企業や非正規雇用労働者、地方に波及させる内容になっていないこと、子ども・子育て支援金制度の導入によって現役世代の負担が増えること、能登半島地震の復旧復興支援に必要な予算が盛り込まれていないことから、反対をいたしました。

では、実際、令和六年度に何が生じ、決算から見て何が問題だったのか、以下指摘します。

令和六年、二〇二四年は、いわゆる自民党の裏金問題への対応から始まった一年でした。進めるべき審議が進まず、予算委員会においても、失われた政治への信頼回復のために多くの時間を費やす必要がありました。そのような環境下で成立した令和六年度当初予算は、百十二兆円を超える大規模なものでした。このお金は適切に使われたのでしょうか。

第一に、手取りを増やすという観点から申し上げます。

連合の発表によれば、二〇二四年の春季労使交渉における平均賃上げ率は五・一％と、三十三年ぶりに五％を上回り、賃上げの機運は確かに高まりました。しかし、組合員数三百人未満の中小組合では四・四五％と五％を下回り、我が党が再三指摘してきた中小企業の価格転嫁への働きかけも不十分なままでした。

当時の岸田内閣は、二〇二四年中に物価上昇を上回る所得を実現すると約束しました。結果はどうであったか。実質賃金は前年比〇・二％の減

少、三年連続のマイナスでした。その一方で、歳入決算額は百三十五・九兆円、うち税収は七十五・二兆円と、五年連続で過去最高を更新し、補正後予算からもなお一兆八千億円上振れました。

その少なからぬ部分は、物価上昇に伴う消費税収の増加と、名目賃金の上昇で所得税の負担が実質的に重くなる、言わばインフレによる自動増税によるものです。実質賃金が目減りし、人々の生活が苦しくなる中で、国だけが一人勝ちの状況でした。税収増の果実は、納税者である国民に還元されるべきではなかったのでしょうか。

政府も還元を口にしました。それが定額減税です。当時の岸田内閣は、デフレから完全に脱却する千載一遇の歴史的チャンスとして、定額減税で可処分所得を増やすと説明しました。しかし、定額減税と関連給付で総額五兆円を超える財源を投じながらも、政府からはいまだその効果検証が聞こえてきません。専門家による試算では、ＧＤＰの押し上げ効果は〇・二兆円から〇・五兆円程度とされるものもあり、投じた金額に対して効果は限定的でした。何より、あれから二年がたった今なお、政府はデフレ脱却を宣言できておりません。物価が上がり続けている中でデフレ脱却を宣言できていないのは、持続的な賃上げと消費の好循環が実現していない証左であります。

当時から我々国民民主党が求めていたトリガー条項の凍結解除や年収の壁対策は先送りにされ続け、その結果、消費は喚起されず、景気が上向くこともありませんでした。

必要であったのは、一年限りの刹那的な減税という点の施策ではなく、基礎控除の引上げを始めとする恒久的な減税という線の施策ではなかったのでしょうか。

第二に、人づくりこそ国づくりの観点から申し上げます。

政府は、異次元の少子化対策と銘打ち、こども未来戦略を策定しました。しかし、二〇二三年に七十二万七千人余りであった出生数は、二〇二四年には六十八万六千人余りと、過去最少を更に更新しました。

政策効果の発現に時間を要することは百も承知ですが、問題は結果ではなく、制度設計そのものにあります。

少子化の根本原因は、手取りが増えず、将来が不安で結婚や子育てに踏み切れないという若い世代の経済的基盤の脆弱さにあります。にもかかわらず、子ども・子育て支援金制度は、子育て支援の名の下に、その現役世代の手取りを更に削るものです。これが本当に異次元だったと言えるのでしょうか。仮に異次元だったとするならば、出生数が減り続ける今、現体制下ではもはやこれ以上の打つ手がないことを政府自らが証明することになりはしないでしょうか。私たちがかねてから訴えてきた教育国債の発行による教育、科学技術予算の倍増を始め、真に必要な人への投資が行われるべきではなかったのでしょうか。

第三に、自分の国は自分で守るという観点から申し上げます。

厳しさを増す安全保障環境において、防衛費の一定の増大は必要であると認識しています。だからこそ、その執行の質が厳しく問われなければなりません。

会計検査院の報告によれば、周辺海域で外国の潜水艦や不審船を監視する海上自衛隊のＰ１哨戒機は、エンジンや電子機器の不具合、交換部品の調達遅延により可動が低調であり、他の機体から部品を取り外して修理に充てる、いわゆる共食い整備まで行われていました。一兆七千億円を超える国費が投じられてきたＰ１の可動が低調であったということは、そもそも必要以上に調達されていたのか、あるいは我が国の警戒監視体制に穴が空いていたのか、そのどちらかであります。陸上自衛隊が調達した災害用ドローンが五年間一度も使われないままであった事態も同様です。

防衛分野に限らず、令和六年度決算検査報告全体で掲記された指摘は三百十九件、金額にして五百四十億円を超えました。復旧復興がいまだ道半ばの能登の被災地を思うとき、一円の無駄も許されるものではありません。果たしてその税金はどこから来たのか。紛れもなくそれは国民の負担であることを政府は強く認識する必要があるのではないでしょうか。

現役世代の暮らしは日々追い詰められています。税金と社会保険料に手取りを削られ、働けど働けど、貯蓄に回すお金が残らない。貯蓄がないから、今が不安。将来はもっと不安。そうした不安を打ち消すために政治がなすべきは、更なる賃上げの促進、そして手取りを増やす政策ではないでしょうか。今こそ、現役世代、生活者、納税者、働く者のための政治を行い、将来不安を一つでも減らしていこうではありませんか。

令和六年度は、新しい資本主義、異次元の少子化対策と銘打って掲げられた目標の崇高さに比べて、実際の効果は余りに限定的であり、現役世代の不安に向き合うものには到底なっていませんでした。以上から、令和六年度決算を是認することはできません。

我々国民民主党は、決算の参議院としての役割を果たすべく、これからも対決より解決の姿勢で取り組んでいくことをお誓い申し上げ、私からの反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　安藤裕君。

〔安藤裕君登壇、拍手〕

○安藤裕君　参政党の安藤裕です。

私は、会派を代表し、令和六年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書の是認に反対、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書の是認及び内閣に対する警告について賛成の立場から討論をいたします。

元々、令和六年度予算は、それまでの緊縮財政路線を踏襲し、プライマリーバランス黒字化目標を達成することを重要な財政規律と位置付けて編成されたものです。最近の政治情勢は、これまでの緊縮財政が投資不足を招き、長年にわたる日本経済の停滞を招いたとして、高市内閣でも責任ある積極財政というスローガンの下、財政政策の転換が図られております。

参政党は、間もなく決定されるであろう骨太の方針において、どのような積極財政の方針が示されるのか、長年にわたり日本経済の停滞を招いた元凶であるプライマリーバランス黒字化目標は撤回されるのか、成長産業に指定された業種に対する予算ばかりが計上され、介護など成長産業に指定されなかった産業は引き続き低賃金で放置されることになるのか、大企業や株主だけが潤う政策ばかりが進められるのではなく、日々の仕事に真面目に取り組んでいる国民が希望を持てる骨太の方針になっているのか、相変わらず緊縮財政の思想の下、一部の国民の負担を減らすために他の国民に負担増を求めるような改革が行われることはないのか、注目をしていきたいと考えております。

その観点から令和六年度決算について検討すると、失われた三十年を生み出した財政政策の失敗に対する反省が全く行われておらず、税収が過去

最高となる一方で、国債発行額は当初発行予定額よりも五兆円も減額されることになりました。経済的に困窮する国民が増えていく中で、政府が国民を救済せず、ただひたすらに財政黒字を目指す姿勢は、もはや異常であると言わざるを得ません。

令和六年度の全国企業倒産は一万百四十四件、前年度比一二％増と三年連続の増加で、二〇一三年度以来十一年ぶりに一万件を突破しました。政府が過去最高の税収を誇る一方で、その税を負担する中小企業の淘汰が加速しており、決算の数字は事業者の犠牲の上に成り立っています。税金や社会保険料の滞納を一因とする倒産は、前年度比二九・三％増の二百六十九件と過去最多。倒産の七五・四％が負債一億円未満の小規模企業であり、これらの負担が体力のない中小零細企業の経営を圧迫していることは明らかです。この傾向は現在も続いています。

令和七年度の倒産件数は一万五百五件、前年度比三・五％増で、二年連続の一万件超え。負債一億円未満の構成比は七六・六％と過去最高で、中小事業者への集中という構図も変わっていません。物価高倒産は七百六十七件で三年連続増、人手不足倒産も過去最多を更新しており、コスト増を価格転嫁できない中小企業が淘汰される流れはむしろ強まっています。

二〇二五年度の公租公課滞納倒産は二百二十一件で、前年度から減ったものの、過去十年で二番目の高水準でした。しかも、二百二十一件中二百十五件が破産で、滞納に至った企業はほぼ再建できずに消滅しています。

そして、直近の集計では、二〇二六年一月から五月の社会保険料を含む税金滞納倒産は九十七件で、二〇一七年以降の同期間で最多です。物価高と人件費上昇で運転資金の確保が優先され、納税が後回しになるという構造は令和八年も続いています。

令和六年度における税金の新規滞納発生額は九千九百二十五億円、前年度比二四・一％増と大幅に増加し、税目別では五千二百九十八億円を消費税が占めています。

消費税は、必ず価格に上乗せされて消費者が負担している税金ではなく、売上げに課税されているため、赤字企業にも課税される税金です。売上げに課税されているから、赤字企業にも納税額が発生します。利益が出ていない事業者に納税資金があるはずがありません。滞納の増加は事業者のモラルの問題ではなく、税の構造そのものの欠陥の表れです。消費税は欠陥税制なのです。納税できないのが当然の税制を放置したまま徴収強化だけを進めるのは、本末転倒です。

同じことが社会保険料にも言えます。倒産の直接原因に国自身が課す公租公課が上がっており、その大きな要因を消費税、社会保険料が占めている以上、これはもはや経営者の失敗による、経営者の失敗による滞納ではなく、政府の失政による倒産であると言わざるを得ません。政府は、この事実を決算上どう総括するのでしょうか。

赤字企業にも課税する消費税や社会保険料の減額を検討しない限り、日本社会の宝であり、地方を支える中小企業の復活や中小企業で働く皆さんの賃上げは実現できません。しかし、残念ながら、消費税については一律税率にして減税するという議論は排除され、食料品のみ、二年間限定の減税が議論されているのみです。これでは全く解決になりません。

だから、私たち参政党は、国民負担率に三五％のキャップをはめること、そして消費税の段階的廃止を訴えています。私たちが訴える消費税の減税、廃止議論は、物価対策ではありません。消費税を減税しても、物価は税率どおりには下がりません。消費税減税、廃止とは、今の物価高、人件費高騰に苦しむ中小企業を支援する究極の中小企業支援策なのです。

また、自民党は、二〇二二年参議院選挙の公約に、新型コロナや物価高騰等で苦しむ中小企業の資金繰りを支え、過剰債務の軽減を含めた事業再生、再チャレンジを支援しますと明記していました。ところが、政府が実際に行ったのは、ほとんどが借換え、返済繰延べ、すなわち債務の先送りであり、公約に掲げた過剰債務の軽減、すなわち元本の減免、カットはほとんど実現されておりません。先送りされた債務は消えておらず、返済本格化と物価高、仕入れ高、人件費高騰が重なった令和六年度に倒産という形で顕在化し、今でも収束していません。軽減と借換えのすり替えは実質的な公約の不履行です。

今の政権与党は、少し立ち止まったのかもしれませんが、選挙における公約は重いとして、衆議院議員の比例定数削減や副首都法案の実現を急いでいますが、自らの責任ではなく、政府の要請に応じて営業を休止したことにより生じた借金の返済で苦しむ事業者を救済するために過剰債務を軽減するという公約はなぜ果たさなかったのか。国民を救うための公約は実現せず、自らの党利党略のための公約は実行を急ぐという姿勢には、断固抗議せざるを得ません。

このほかにも、介護職や非正規公務員など官製ワーキングプアの問題、若者に負担を強いているため少子化の原因にもなっている奨学金、安心して老後の生活を送ることができない年金制度など、政府が財政支出を拡大することによって解決できる課題がたくさんあるにもかかわらず、全く救済する意思がない財政運営は、大きく反省し、政策の大転換を図る必要があります。

財政は国民を豊かにするために使われるべきものです。日本経済が停滞し、国民の政治不信を招いたのは、長年にわたる緊縮財政で国民を貧困化させた政治の責任であると言わざるを得ません。今こそ緊縮財政を脱し、全ての国民を豊かにする本当の積極財政へと政策を大転換することを求めて、討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（関口昌一君）　日程第一の令和六年度決算の委員長報告は、本件決算を是認すること及び内閣に対し警告することから成っております。

これより採決をいたします。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百四十
賛成	百四十四
反対	九十六

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することについて採決をいたします。

委員長報告のとおり内閣に対し警告することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十
賛成　二百三十五
反対　五

よって、委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、日程第二の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十
賛成　百四十四
反対　九十六

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　次に、日程第三の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十
賛成　二百十七
反対　二十三

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。高市早苗内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣高市早苗君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣（高市早苗君）　ただいまの御決議に対しまして所信を申し述べます。

政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところでありますが、今般、三項目にわたる御指摘を受けましたことは、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えております。

御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善、指導してまいります。（拍手）

○議長（関口昌一君）　日程第四　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長北村経夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔北村経夫君登壇、拍手〕

○北村経夫君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、有効期限を令和十九年三月末まで十年間延長するとともに、滞在型観光の促進、特定有人国境離島地域の追加等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、衆議院内閣委員長山下貴司君より趣旨説明を聴取した後、有人国境離島地域への適切な財政支援の在り方、本法に対する評価と今後の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十一
賛成　二百三十六
反対　五

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　日程第五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長藤木眞也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔藤木眞也君登壇、拍手〕

○藤木眞也君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、今般の米価高騰下で生じた課題に対応し、米穀の備蓄の運営を円滑に行うことを通じて消費者への米穀の供給を安定的に行うため、

多様化する流通実態の把握強化、民間備蓄の創設、需要に応じた生産の促進等の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、需要に応じた生産の意義、需給安定に対する政府の責任、民間備蓄制度を創設する理由、流通実態把握の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局した後、国民民主党・新緑風会を代表してかごしま理事より、米穀の備蓄及び民間備蓄の定義に係る修正及び政府の責務等に係る規定の新設を内容とする修正案が提出されました。

討論に入りましたところ、立憲民主・無所属を代表して横沢委員より原案に反対、国民民主党・新緑風会を代表して舟山委員より原案及び修正案に賛成、参政党を代表して杉本委員より原案及び修正案に反対、日本共産党を代表して岩渕委員より原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（関口昌一君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（関口昌一君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（関口昌一君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百四十一
賛成　百六十九
反対　七十二

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（関口昌一君）　本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長　関口　昌一君
副議長　福山　哲郎君

議員

中田　優子君　宮出　千慧君　吉良よし子君　伊藤　辰夫君　望月　良男君　北村　晴男君
平戸　航太君　櫻井　祥子君　仁比　聡平君　岡崎　太君　平山佐知子君　齊藤健一郎君
後藤　翔太君　小林さやか君　田村　まみ君　芳賀　道也君　百田　尚樹君　神谷　政幸君
安達　悠司君　塩入　清香君　小池　晃君　石　平君　梶原　大介君　越智　俊之君
庭田　幸恵君　杉本　純子君　足立　康史君　後藤　斎君　若井　敦子君　宮本　和宏君
初鹿野裕樹君　竹詰　仁君　金子　道仁君　松野　明美君　東野　秀樹君　山本佐知子君
堂込麻紀子君　大津　力君　舟山　康江君　榛葉賀津也君　吉井　章君　いんどう周作君
岩本　麻奈君　山中　泉君　川合　孝典君　嘉田由紀子君　かまやち敏君　寺田　静君
浜口　誠君　松田　学君　高木かおり君　串田　誠一君　進藤金日子君　本田　顕子君
安藤　裕君　梅村みずほ君　片山　大介君　石井　苗子君　こやり隆史君　朝日健太郎君
礒﨑　哲史君　神谷　宗幣君　柴田　巧君　松沢　成文君　馬場　成志君　今井絵理子君
奥村　祥大君　白川　容子君　浅田　均君　猪瀬　直樹君　長谷川　岳君　石田　昌宏君
かごしま彰宏君　岩渕　友君　上野ほたる君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　藤川　政人君
大門実紀史君　牛田　茉友君　新実　彰平君　山本　啓介君　磯﨑　仁彦君　江島　潔君
水野　孝一君　山添　拓君　ながえ孝子君　佐々木りえ君　中西　祐介君　青木　一彦君
江原くみ子君　原田　秀一君　永井　学君　友納　理緒君　岡田　直樹君　石井　浩郎君
石井めぐみ君　福山　守君　松山　政司君　山本　順三君
脇　雅昭君　古庄　玄知君　有村　治子君　石井　準一君
長谷川英晴君　藤井　一博君　安野　貴博君　伊波　洋一君
星　北斗君　小林　一大君　尾辻　朋実君　高橋はるみ君
加藤　明良君　生稲　晃子君　清水　真人君　郡山りょう君
赤松　健君　宮本　周司君　出川　桃子君　西田　英範君
阿達　雅志君　山田　宏君　泉　房穂君　見坂　茂範君
井上　義行君　滝波　宏文君　小林孝一郎君　鈴木　大地君
上月　良祐君　北村　経夫君　高木　真理君　岩本　剛人君
三原じゅん子君　堀井　巌君　小川　克巳君　船橋　利実君
舞立　昇治君　山下　雄平君　山田　太郎君　自見はなこ君
野上浩太郎君　松村　祥史君　藤木　眞也君　松川　るい君
古賀友一郎君　高橋　克法君　打越さく良君　大家　敏志君
酒井　庸行君　佐藤　啓君　上野　通子君　森　まさこ君
山谷えり子君　宮沢　洋一君　古川　俊治君　猪口　邦子君
野村　哲郎君　小野田紀美君　松下　新平君　福岡　資麿君
牧野たかお君　片山さつき君　浅尾慶一郎君　西田　昌司君

吉田　忠智君　　櫻井　　充君
橋本　聖子君　　木村　義雄君
鈴木　宗男君　　吉川　沙織君
中曽根弘文君　　ラサール石井君
奥田ふみよ君　　福島みずほ君
山内佳菜子君　　伊勢崎賢治君
福士　珠美君　　小島とも子君
大島九州男君　　横沢　高徳君
村田　享子君　　三上　えり君
古賀　千景君　　柴　　愼一君
鬼木　　誠君　　羽田　次郎君
塩村あやか君　　田島麻衣子君
岸　真紀子君　　石垣のりこ君
熊谷　裕人君　　木戸口英司君
古賀　之士君　　杉尾　秀哉君
小沢　雅仁君　　石橋　通宏君
勝部　賢志君　　森本　真治君
小西　洋之君　　徳永　エリ君
斎藤　嘉隆君　　水岡　俊一君
田名部匡代君　　広田　　一君
牧山ひろえ君　　青木　　愛君
蓮　　舫君　　辻元　清美君
長浜　博行君　　川村　雄大君
佐々木雅文君　　司　　隆史君
下野　六太君　　窪田　哲也君
原田大二郎君　　伊藤　孝江君
宮崎　　勝君　　竹内　真二君
里見　隆治君　　三浦　信祐君
杉　　久武君　　横山　信一君
上田　　勇君　　秋野　公造君
高橋　光男君　　平木　大作君
竹谷とし子君　　石川　博崇君
谷合　正明君　　西田　実仁君
天畠　大輔君　　木村　英子君

国務大臣
内閣総理大臣　高市　早苗君
総　務　大　臣　林　　芳正君
財　務　大　臣　片山さつき君
農林水産大臣　鈴木　憲和君
国土交通大臣　金子　恭之君
国　務　大　臣（内閣府特命担当大臣（海洋政策））　あかま二郎君
副大臣
国土交通副大臣　佐々木　紀君

議員派遣中の議員
鶴保　庸介君　　森　ゆうこ君
上田　清司君

議長の報告事項

去る六月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　　補欠
石橋　通宏君　　小島とも子君
総務委員
辞任　　補欠
木村　義雄君　　脇　　雅昭君
外交防衛委員
辞任　　補欠
西田　英範君　　小野田紀美君
松川　るい君　　堀井　　巌君
財政金融委員
辞任　　補欠
小野田紀美君　　西田　英範君
厚生労働委員
辞任　　補欠
脇　　雅昭君　　木村　義雄君
小島とも子君　　石橋　通宏君
予算委員
辞任　　補欠
堀井　　巌君　　松川　るい君
決算委員
辞任　　補欠
竹詰　　仁君　　奥村　祥大君
議院運営委員
辞任　　補欠
奥村　祥大君　　竹詰　　仁君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員
辞任　　補欠
本田　顕子君　　橋本　聖子君
熊谷　裕人君　　石垣のりこ君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員会
理事　星　　北斗君（星北斗君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二六号）

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（舟山康江君外四名発議）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ君提出公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問に対する答弁書（第五四号）

参議院議員高良沙哉君提出会計年度任用職員に関する質問に対する答弁書（第五五号）

参議院議員高良沙哉君提出昭和百年記念式典に関する質問に対する答弁書（第五六号）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律

同日内閣から、特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第十九条の規定に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告を受領した。

同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく「令和七年度人権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第四・四半期における予算使用の状況（ただし出納整理期間を含まず。）の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る六月二十九日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策及び東日本大震災復興特別委員
辞任　　補欠
石垣のりこ君　　熊谷　裕人君
同日議員から次の質問主意書が提出された。
ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第五七号）
我が国における難民認定の実態に関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第五八号）
我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第五九号）
六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六〇号）
むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六一号）
高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六二号）
高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六三号）
高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六四号）
去る六月三十日議員から次の議案が提出された。
政治資金規正法の一部を改正する法律案（石川博崇君外三名発議）（参第一二号）
同日衆議院から次の議案が提出された。
国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆第一八号）
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
皇室典範等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）
同日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」及び「令和八年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。
同日議長は、チャン・タイン・マン・ベトナム社会主義共和国国会議長より、同議長のベトナム社会主義共和国国会議長再任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。
同日議長は、サイソムポーン・ポムヴィハーン・ラオス人民民主共和国国民議会議長より、同議長のラオス人民民主共和国国民議会議長再任に際し発送した祝辞に対する礼状を接受した。
同日議長は、六月八日の河野洋平元衆議院議長の逝去に際し、趙正湜大韓民国国会議長より弔意表明の書簡を接受した。
去る一日調査会長から次の報告書が提出された。
国際問題に関する調査報告書（中間報告）
国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）
原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告書（中間報告）
同日議員から次の質問主意書が提出された。
不当労働行為に関する質問主意書（塩村あやか君提出）（第六五号）
独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書（仁比聡平君提出）（第六六号）
去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任　　補欠
青島　健太君　　金子　道仁君
行政監視委員
辞任　　補欠
金子　道仁君　　青島　健太君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員
辞任　　補欠
井上　義行君　　朝日健太郎君
本田　顕子君　　鈴木　大地君
同日議員から次の議案が提出された。
公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（小西洋之君外二名発議）（参第一三号）
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案（石川博崇君外三名発議）
同日情報監視審査会会長から次の報告書が提出された。
年次報告書（令和八年七月）
去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国家基本政策委員
辞任　　補欠
小池　晃君　　吉良よし子君
予算委員
辞任　　補欠
吉井　章君　　山本　順三君
小島とも子君　　古賀　千景君
中田　優子君　　櫻井　祥子君
決算委員
辞任　　補欠
藤木　眞也君　　星　北斗君
山本　順三君　　吉井　章君
古賀　千景君　　小島とも子君
高木かおり君　　松沢　成文君
櫻井　祥子君　　中田　優子君
吉良よし子君　　小池　晃君
伊勢崎賢治君　　天畠　大輔君
懲罰委員
辞任　　補欠
松沢　成文君　　高木かおり君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員
辞任　　補欠
朝日健太郎君　　井上　義行君
鈴木　大地君　　本田　顕子君
同日内閣から、国会法附則第十一項の規定に基づく令和七年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告を受領した。
一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　　補欠
鶴保　庸介君　　若井　敦子君
総務委員
辞任　　補欠
佐々木雅文君　　竹谷とし子君
農林水産委員
辞任　　補欠
横沢　高徳君　　羽田　次郎君
竹谷とし子君　　佐々木雅文君

国土交通委員
辞任　補欠
若井　敦子君　鶴保　庸介君
羽田　次郎君　横沢　高徳君

国家基本政策委員
辞任　補欠
吉良よし子君　小池　晃君

予算委員
辞任　補欠
山本　順三君　吉井　章君
古賀　千景君　小島とも子君
金子　道仁君　青島　健太君

決算委員
辞任　補欠
星　北斗君　見坂　茂範君
吉井　章君　山本　順三君
小島とも子君　古賀　千景君
松沢　成文君　高木かおり君
中田　優子君　神谷　宗幣君
小池　晃君　吉良よし子君
天畠　大輔君　伊勢崎賢治君

行政監視委員
辞任　補欠
見坂　茂範君　藤木　眞也君
青島　健太君　金子　道仁君

懲罰委員
辞任　補欠
高木かおり君　松沢　成文君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会
理事　江島　潔君（江島潔君の補欠）

同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二二号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）　厚生労働委員会に付託

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）　経済産業委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（小西洋之君外二名発議）

同日委員長から次の報告書が提出された。

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書審査報告書

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

ポイント等の付与への公職選挙法の適用に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第五七号）

我が国における難民認定の実態に関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第五八号）

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書（石橋通宏君提出）（第五九号）

六ヶ所再処理工場及びリサイクル燃料備蓄センターに関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六〇号）

むつ中間貯蔵施設の中長期計画に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六一号）

高レベル放射性廃棄物の搬出期限に係る責任の所在に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六二号）

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の開始時期に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六三号）

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設計画に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第六四号）

不当労働行為に関する質問主意書（塩村あやか君提出）（第六五号）

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書（仁比聡平君提出）（第六六号）

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　補欠
若井　敦子君　鶴保　庸介君

総務委員
辞任　補欠
竹谷とし子君　佐々木雅文君

農林水産委員
辞任　補欠
羽田　次郎君　横沢　高徳君
佐々木雅文君　竹谷とし子君

国土交通委員
辞任　補欠
鶴保　庸介君　若井　敦子君
横沢　高徳君　羽田　次郎君

国家基本政策委員
辞任　補欠
松山　政司君　磯﨑　仁彦君

予算委員
辞任　補欠
櫻井　祥子君　中田　優子君

決算委員
辞任　補欠
見坂　茂範君　藤木　眞也君
神谷　宗幣君　櫻井　祥子君

行政監視委員
辞任　補欠
藤木　眞也君　見坂　茂範君

同日議員から次の議案が提出された。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（小西洋之君外三名発議）（参第一四号）

同日議長は、次の議員提出案を農林水産委員会に付託した。

主要農作物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（舟山康江君外四名発議）（参第一一号）

同日議長は、次の衆議院提出案を内閣委員会に付託した。

国旗の損壊等の処罰に関する法律案（衆第一八号）

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案をデジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会に付託した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二二号）審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ上の問題を有する製品の流通防止等に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第六七号）

陸上自衛隊のＵＳＢメモリのウイルス感染を踏まえたサイバーセキュリティ対策等の必要性に関する質問主意書（石垣のりこ君提出）（第六八号）

生活保護における障害者加算に係る精神障害者保健福祉手帳の取扱いに関する質問主意書（打越さく良君提出）（第六九号）

ジェンダーアイデンティティに関する質問主意書（ラサール石井君提出）（第七〇号）

同日内閣を経由して個人情報保護委員会委員長から、個人情報の保護に関する法律第百六十八条の規定に基づく令和七年度個人情報保護委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、科学技術・イノベーション基本法第十一条の規定に基づく「令和七年度科学技術・イノベーション創出の振興に関する年次報告」を受領した。

審査報告書

令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月六日

決算委員長　西田　昌司

参議院議長　関口　昌一殿

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

1　内閣府等八府省庁が株式会社ジェイアール東日本企画に委託等を行った事業において、同社が社員に虚偽の業務日誌を作成させ、実際には業務に全く従事していない社員や時間をあたかも従事したかのように装って人件費を算定し、令和元年度から五年度だけで約二十億円の委託費等を不正に受給していた事態は、遺憾である。

政府は、同社が中央省庁等向けの事業を開始した平成二十四年度から常習的に不正を行っていたにもかかわらず、長期にわたり見抜くことができなかったことを重く受け止め、同社に対して不当に支払われた委託費等の返還請求を厳正に行うとともに、本事案の周知徹底や他の委託先も含めた適切な事業実施のための点検、調査等を行い、再発防止に万全を期すべきである。

2　独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業庁の補助金により設置造成した基金を原資として交付した中小企業等事業再構築促進補助金において、虚偽の実績報告書が作成されるなど悪質極まりない不正行為等により過大交付が発生したこと、事業者から事業化の状況が適切に報告されておらず、事業効果の正確な分析が困難な状況であったことは、遺憾である。

政府は、巨額の補助事業において不正を防止できなかったことのみならず、会計検査院から指摘されるまで正確な効果検証が行えない状況を放置していたことを重く受け止め、不正受給に厳正に対処することはもとより、事業者による報告内容の適正化により事業状況等の的確な把握を徹底し、補助金の適正な執行及び見直しに係る取組を強化すべきである。

3　中部電力株式会社が浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、原子炉建屋等の耐震設計の前提条件となる基準地震動を策定するためのデータを恣意的に操作するという不正行為が発生したことは、遺憾である。

政府は、現行の規制基準及び審査の下で、耐震設計の根幹に関わるデータに関し、原子力規制委員会による安全審査の信頼性を揺るがす不正行為が行われたことを重く受け止め、本事案の事実関係や経緯、是正措置等を確認するとともに、他の原子力発電所で同様のデータ不正が行われないよう審査プロセスの改善等について早急に検討を行い、再発防止に万全を期すべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条第一項、財政法第四十条第一項及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算

歳入決算額　百三十五兆九千八百八億七千八百万円余

歳出決算額　百二十三兆二百三十九億九千八百万円余

特別会計歳入歳出決算

歳入決算額　四百二十五兆六千九百八十六億六百万円余

歳出決算額　四百七兆三千九百五十一億八千七百万円余

国税収納金整理資金受払計算書

受入　収納済額　百三兆七千五百四十七億八千六百万円余

支払　支払命令済額　二十四兆千三百七億四千六百万円余

歳入組入額　七十八兆二百二十九億八千五百万円余

政府関係機関決算書

収入決算額　二兆七百九十四億二千五百万円余

支出決算額　二兆四百五十一億二千三百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点に立って、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

また、別紙のとおり、内閣に対し、令和六年度決算審査措置要求決議を行った。

令和８年10月15日　木曜日　発行　　官　　報　（号外国会会議録）

令和６年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

１　日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体からの配当等の状況について

日本放送協会（ＮＨＫ）の関連団体（子会社、関連会社等）は、ＮＨＫの業務の効率的推進、経費節減及び副次収入によるＮＨＫへの財政的寄与・視聴者負担の抑制等を事業目的としている。会計検査院が検査したところ、ＮＨＫと関連団体との契約金額に占める競争性契約の割合が平成27年度の7.2％から令和５年度は1.8％に低下していること、５年度決算等に基づく試算では利益剰余金を原資とした特例配当可能額が子会社７社で計56億円であること、子会社が利益剰余金から任意に積み立てている特定目的積立金の一部において取崩予定時期が明確になっていないことが明らかとなった。

政府は、関連団体との競争性契約への移行促進や関連団体からの適切な還元等について会計検査院の報告及び本院の警告決議で繰り返し指摘されてきたにもかかわらず、いまだ改善が不十分であることを重く受け止め、ＮＨＫに対して、競争契約化の更なる促進、適切な特例配当の徹底による利益剰余金の還元及び特定目的積立金の取崩予定時期の一層の明確化に取り組み、視聴者負担の抑制に努めるよう求めるべきである。

２　国立公園における公園施設の不適切な管理について

令和５年度末時点で７地方環境事務所が所掌する34国立公園の公園施設１万9,150件を会計検査院が検査したところ、国有財産台帳に記載されている563件について所在不明で点検等ができず、そのうち橋りょう等重要施設26件は個別施設計画が未策定で劣化・損傷を未然に防止するなどの管理ができない状況となっている事態や、平成30年度から令和２年度の３事務所による調査で、国有財産である蓋然性が高いものの所有者不明の建物及び工作物123件が判明したにもかかわらず、地方公共団体等との協議記録の確認が行われず、国有財産として管理されていないおそれがある事態が明らかとなった。

政府は、国内外からの観光客の来訪促進に取り組んでいる国立公園において、国会報告の基礎となる国有財産台帳に基づく財産管理が不適切で、利用者に危険が及ぶおそれがあったことを重く受け止め、その所在や所有者が不明となっている国有財産の適正管理及び安全性の確認を速やかに進めるとともに、マニュアルの見直し及び各省庁への注意喚起のほか、デジタル技術の活用による公園施設管理の効率化を図り、再発防止に万全を期すべきである。

３　私立学校施設整備費補助金の過大交付が繰り返されている事態について

文部科学省は、防災機能強化のための耐震対策工事等を実施する学校法人等に対し、私立学校施設整備費補助金を交付している。29学校法人について会計検査院が検査したところ、補助対象経費の算定方法を誤ったり、交付内定以降の事実と異なる日付を記載した請書の写しを実績報告書に添付して提出し、実際には交付内定前に着手していた事業を補助対象とするなどして、７学校法人において補助金が過大に交付されていた事態が明らかとなった。同補助金については、令和２年度決算検査報告以降、毎年度同様の指摘が繰り返されている。

政府は、会計検査院から再三にわたり指摘を受けているにもかかわらず、実効性のある再発防止策が講じられていないことを真摯に受け止め、学校法人等に対して補助金の適正な執行や会計検査院の指摘事例等に係る周知徹底を強化するとともに、業務のＤＸ化等により実績報告書等の不備を適切かつ効率的に確認できる審査体制を整備し、再発防止に万全を期すべきである。

４　多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の過大交付等について

農林水産省は、農業者等の事業主体に対し、都道府県及び市町村を通じて、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金を交付している。17道県440市町村の1,942事業主体が実施した事業を会計検査院が検査したところ、420事業主体において交付対象農用地が宅地や駐車場等に転用されているなど保全管理等が適切でない事態、542事業主体において対象農用地に畦畔がなく田の要件を満たしていない事態が認められ、これらについて市町村が現地確認等を行っておらず、

２億2,120万円が過大に交付されていたことが明らかとなった。

政府は、農用地等の保全管理や農道等の施設の長寿命化のために使用されるべき交付金について不適切な事態が指摘されたことを重く受け止め、会計検査対象外の約４万事業主体についても同様の事態の有無を調査し、過大交付額の返還を求めるとともに、現地確認の確実な実施の必要性及び市町村職員の事務負担軽減のための効率的な確認手法を改めて周知徹底し、再発防止に万全を期すべきである。

５　リチウムイオン電池の回収処理における不十分な取組状況について

近年、市町村が回収するごみに混入したリチウムイオン電池（ＬＩＢ）による廃棄物処理施設等の火災事故が増加傾向にある中、環境省は市町村に対し、発熱・発火の危険性があるＬＩＢ等の破損・膨張品等について、引渡先となる処理事業者を掲載した「リチウム蓄電池等リサイクラーリスト」を周知していた。しかし、総務省行政評価局による調査では、同リスト掲載事業者全てに連絡を取っても適合する事業者がほとんどいなかったとする意見や、破損・膨張したＬＩＢの適切な取扱いが分からないまま対応している実態が見受けられたため、令和７年６月、総務省は環境省等に対し改善を求める通知を発出した。

政府は、市町村がＬＩＢを適正に処理する上で極めて重要な情報である処理事業者リストが十分機能していないこと及び現場職員から火災事故等のリスクが精神的負担となっているとの意見が出されていることを重く受け止め、速やかに同リストを更新し、破損・膨張したＬＩＢの回収を始めている市町村の事例を公表するとともに、安全な回収、保管、処分方法に関する調査・検討を進めて、その結果を市町村に周知することにより、火災事故の防止に万全を期すべきである。

６　国内開発された固定翼哨戒機（Ｐ－１）の低調な可動状況について

海上自衛隊は、我が国周辺海域の監視を行うために国内開発された固定翼哨戒機（Ｐ－１）を令和５年度末時点で、35機保有しており、令和36年度までの運用を予定している計61機に係る必要経費の見積額が４兆907億円に上るとしている。会計検査院が検査したところ、平成３年度から令和５年度までの開発等に係る契約額は１兆7,766億円であること、塩分が付着して腐食が生じたことによるエンジンの性能低下や搭載電子機器等の不具合、必要な時期に必要量が調達できないことによる慢性的な部品不足により、Ｐ－１の可動状況が低調となっていることが明らかとなった。

政府は、巨額の国費を投じて配備したＰ－１に一定の非可動が生じていることを真摯に受け止め、防衛装備品の高度化や複雑化に対応する人材の育成及び適切な配置を行うとともに、維持整備に係る成果の達成に応じて対価を支払うＰＢＬ等の包括契約を推進することにより、部品の安定的な確保等を徹底し、Ｐ－１を含む防衛装備品の可動状況の改善に取り組むべきである。

一、令和六年度一般会計歳入歳出決算
一、令和六年度特別会計歳入歳出決算
一、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書
一、令和六年度政府関係機関決算書
右
国会に提出する。
令和七年十一月十八日
内閣総理大臣　高市　早苗

審査報告書

令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書
右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
令和八年七月六日
決算委員長　西田　昌司
参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十四条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、令和六年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産の増加額は七兆四千六百八十六億円余、減少額は四兆六千七百四十七億二千二百万円余、差引純増加額は二兆七千九百三十八億七千八百万円余である。
これを令和五年度末現在額百三十七兆六千九百四十三億三千三百万円余に加算すると、令和六年度末現在額は百四十兆四千八百八十二億千二百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

審査報告書

令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書
右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
令和八年七月六日
決算委員長　西田　昌司
参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、国有財産法第三十七条第一項の規定に基づき国会に報告されたもので、令和六年度中の一般会計及び特別会計を合わせた国有財産無償貸付の増加額は三千二百九億七千万円余、減少額は二千四百四十六億七千七百万円余、差引純増加額は七百六十二億九千三百万円余である。
これを令和五年度末現在額一兆二千八百四億六千八百万円余に加算すると、令和六年度末現在額は一兆三千五百六十七億六千百万円余である。
本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

令和七年十一月十八日
内閣総理大臣　高市　早苗
参議院議長　関口　昌一殿

国有財産法第三十四条及び第三十七条の規定により、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書並びに令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書を別冊のとおり報告する。
（別冊は省略する）

審査報告書

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
令和八年七月七日
内閣委員長　北村　経夫
参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の有効期限を十年延長するとともに、都道県の責務に係る規定を定めるほか、滞在型観光の促進に関する規定の新設、特定有人国境離島地域の追加等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「国」の下に「及び都道県」を加え、同条に次の一項を加える。

2　都道県は、国との連携を図りつつ、有人国境離島地域の保全のため必要な施策を実施するとともに、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

第四条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　滞在型観光の促進に関する基本的な事項

第十条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　滞在型観光の促進に関する事項

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（滞在型観光の促進）

第十六条　国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域と他の地域との間の交流の拡大を図るため、当該特定有人国境離島地域の観光資源を活用した滞在型観光の促進について適切な配慮をするものとする。

附則第二条中「平成三十九年三月三十一日」を「令和十九年三月三十一日」に改める。

別表利尻・礼文の項の次に次のように加える。

天売・焼尻	焼尻島　天売島	北海道	羽幌町

別表奥尻島の項の次に次のように加える。

飛島	飛島	山形県	酒田市
新島・式根島	新島　式根島	東京都	新島村

別表伊豆諸島南部地域の項の次に次のように加える。

粟島	粟島	新潟県	粟島浦村

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和九年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十九年三月三十一日	一　有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成二十八年法律第三十三号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保全及び特定有人国境離島地域（同条第二項に規定するものをいう。）に係る地域社会の維持に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 二　計画（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法第十条第一項に規定するものをいう。）に基づき実施する事業に係る経費の見積りその他の当該事業に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附則第四条の三中「令和九年三月三十一日まで」を「令和十九年三月三十一日まで」に、「令和九年三月三十一日の項」を「令和十九年三月三十一日の項」に改める。

審査報告書

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

令和八年七月七日

農林水産委員長　藤木　眞也

参議院議長　関口　昌一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今般の米価高騰下で生じた課題に対応し、米穀の備蓄の運営を円滑に行うことを通じて消費者への米穀の供給を安定的に行うため、大規模な米穀の出荷又は販売を行う事業者に対する一定量の米穀の在庫の常時保有及び一定規模以上の米穀の出荷、販売、加工又は調製を行う事業者に対する米穀の在庫数量等の定期報告の義務付け等の措置を講ずるとともに、米穀の生産調整方針に係る規定の廃止等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

我が国の主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占める米穀について、今般の価格高騰下で明らかになった課題に対応し、生産者が安心して生産継続できるとともに消費者が安定的に入手できるようにするため、多様化する流通実態の把握を強化するとともに、官民を挙げた備蓄体制を構築することにより、国産米の需給の安定を図ることが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　食料・農業・農村をめぐる情勢が変化する中でも、将来にわたり米穀が安定的に生産され、消費者へ安定的に供給されるためには、本法施行後も、需給安定への責任は何ら変わることなく、引き続き、政府は必要な施策を講ずる責務を果たすこと。

二　米穀の流通の変化に柔軟かつ機動的に対応できるよう、新設される定期報告の制度を十分に活用し、流通の実態を継続的かつ適確に把握するよう努めるとともに、生産者が需要に応じた生産ができるよう、十分な需要情報の提供に努めること。

三　届出事業者の拡大及び定期報告の制度の新設に当たっては、制度の周知を徹底するとともに、報告手続の負担を軽減するための方策について検討を行うこと。加えて、制度が安定し、円滑に実行されるよう地方農政局の人員の確保に努めること。

四　民間備蓄については、政府備蓄を補完する重要な役割を果たすものであることに鑑み、実証事業の結果を踏まえ、実効性の高い仕組みとなるよう検討を深め、官民合わせた備蓄の機動的な運営に努めること。特に、民間備蓄事業者に対する財政上の措置については、制度の円滑な運用に重要であることに鑑み、措置の対象とする範囲及び水準について、米穀の取引等の実態を十分に把握した上で民間備蓄事業者が制度を円滑に実施できるよう定めること。

五　民間備蓄事業者に対する米穀の常時保有の義務付けの措置については、当該措置に係る手続負担の増加が懸念されることから、手続における様式の統一や電子化を徹底するため、デジタル基盤を活用すること。

六　政府備蓄については、今般の政府備蓄米の売渡しにおける課題の検証を踏まえ、国内生産による米穀の供給が不足する事態に対し、より適確に対応できるよう、倉庫の地域偏在等の見直しの検討を行うこと。その際、現在の備蓄運営の基本的な考え方についても、民間備蓄の導入を踏まえた整理を行い、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で必要な見直しを行うこと。

七　こども食堂、フードバンク等への政府備蓄米の無償交付については、困窮するひとり親家庭をはじめとする支援の必要な者の手元に確実に届くよう、物価高などの状況の変化に応じた機動的な運用に努めること。

八　米穀の需要に応じた生産は、政府が責任をもって国内外の需要を創出した上で、その需要を満たすよう生産することを意味するものであり、その実現を図るために必要な施策を講ずること。

九　米穀の需要に応じた生産について政府が責任をもって実現するため、生産者団体や地方公共団体との連携強化を図るとともに、米穀の需給バランスが崩れた場合には、需給の安定を図るために必要な施策を講ずること。

十　政府による需給見通しは需要に応じた生産の重要な参考指標となるため、定期報告等を通じて米穀の生産者から消費者までの流通の状況を継続的かつ適確に把握し、需給見通しの精度の向上に努めるとともに、需給事情等に変動が生じた場合には、逐次、その原因分析及び需給見通しの見直しを行い、公表すること。

十一　需要の拡大に向けた政府の取組は、将来にわたる食料安全保障の確保の観点からも重要であり、この必要性について広く国民の理解が得られるよう、積極的な情報発信に努めるとともに、民間事業者と連携して輸出拡大に努めること。

十二　米穀の生産を持続的に発展させるため、国内外の需要の開拓を加速化させるとともに、中山間地域等を含め、生産の中核を成す農地や担い手の確保に向けた取組を一層強化するなど、需要と生産基盤の両面から生産者にとって再生産可能となるような総合的な施策を講ずるよう努めること。

十三　生産者が行う米穀の需要に応じた生産に向けては、水田における主食用米以外の作物の生産振興も不可欠であるため、生産調整規定の廃止後も、輸入依存度の高い麦や大豆の生産振興などを通じた、全ての田畑のフル活用を図ること。

右決議する。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年六月三日

衆議院議長　森　英介

参議院議長　関口　昌一殿

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第二節　適正かつ円滑な流通の確保

第一款　生産調整方針（第五条―第七条）

第二款　米穀の出荷又は販売の事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保（第八条―第十七条）

第三款　米穀安定供給確保支援機構（第十八条―第二十八条）

第三節　生産者による需要に応じた生産

第一款　適正かつ円滑な流通の確保に関する措置（第五条―第七条）

第二款　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第七条の二・第七条の二）

第三款　米穀等取扱事業を行う者による米穀安定供給確保支援機構の円滑な流通の確保に資する措置等（第八条―第十八条）

第四節　政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十条―第三十六条）

第五節　民間備蓄（第三十一条―第三十三条の二）

第六節　政府以外の者の行う輸入及び輸出（第三十四条―第三十六条）」

を

「第二節　生産者による需要に応じた生産

第三節　適正かつ円滑な流通の確保

第一款　米穀の出荷又は販売の事業を行う者による米穀等取扱事業を行う者による米穀安定供給確保支援機構（第五条）

第二款　米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項（第六条・第七条）

第三款　米穀の円滑な流通の確保に資する措置等（第八条―第十二条）」

に、「第三節」を「第四節」に、「第四節」を「第五節」に、「第五節」を「第六節」に、「第三十条―第三十六条」を「第三十一条―第三十七条」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み、米穀の需要に応じた生産を推進するとともに」に、「措置を」を「措置等を」に、「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に改める。

第二条の見出しを「（基本方針）」に改め、同条第一項中「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に、「これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進」を「公表するものとし、これを踏まえ」に、「備蓄」を「米穀の備蓄」に改め、同条第二項を次のように改める。

２　政府は、前項の規定により米穀の備蓄の機動的な運営を図るに当たっては、第十一条第一項及び第二項の規定による報告に基づき米穀の生産者から消費者までの流通の状況を継続的かつ適確に把握してその運営を行うとともに、第三十三条の二第一項に規定する民間備蓄は政府による米穀の備蓄を補完するものであることを旨とするものとする。

第二条第三項中「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に改める。

第三条第二項中「生産量の減少によりその」を削る。

第四条第一項中「及び価格の安定を」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化を」に、「及び価格の安定に」を「の安定に」に改め、同条第二項第一号及び第五号中「及び価格」を削る。

第三十八条の見出し中「米穀の出荷又は販売の事業」を「米穀等取扱事業」に改め、同条中「農林水産大臣」を「主務大臣」に、「米穀の出荷又は販売の事業」を「米穀等取扱事業」に改める。

第二章中第五節を第七節とし、第四節を第六節とする。

第二十九条中「第四十七条第二項に規定する届出事業者」を「届出事業者、第四十七条第一項の規定による届出をした者」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、同節の次に次の一節を加える。

第五節　民間備蓄

（基準保有量の届出）

第三十三条の二　米穀の出荷又は販売の事業を行う者であって、民間備蓄（民間事業者において、米穀の供給が不足する事態において迅速にその米穀の譲渡しを行うために次条の規定による米穀の常時保有をすることをいう。）を行う能力があるものとしてその事業の用に供する米穀の数量が政令で定める規模以上であるもの（以下「民間備蓄事業者」という。）は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、その年の基準保有量（民間備蓄事業者が常時保有すべきものとして、当該民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される米穀の数量をいう。以下同じ。）その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による基準保有量の算定に係る農林水産省令は、算定されるべき基準保有量がそれぞれの民間備蓄事業者のその年の前年の米穀の出荷数量又は販売数量の百分の十を超えず、かつ、全ての民間備蓄事業者の基準保有量を合計した数量が第四条第二項第三号の米穀の備蓄の目標数量のおおむね百分の二十五を超えない範囲内にあるように定められるものとする。

（米穀の常時保有）

第三十三条の三　民間備蓄事業者は、基準保有量（次条第一項、第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項の規定による変更があったときは、当該期間内においてはその変更後のものとする。以下同じ。）の米穀を常時保有しなければならない。

（災害等に係る基準保有量の減少）

第三十三条の四　農林水産大臣は、災害その他やむを得ない事由により基準保有量に相当する数量の米穀を常時保有することが困難となった民間備蓄事業者から申出があった場合において、その基準保有量を減少する必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基準保有量を減少することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、当該民間備蓄事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（基準保有量の調整等）

第三十三条の五　民間備蓄事業者は、他の民間備蓄事業者がその基準保有量を増加する場合に限り、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けて、期間を定めて、自己の基準保有量についてその増加された数量に相当する数量を減少することができる。

2　農林水産省令で定める取引関係にある二以上の民間備蓄事業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に申し出て、その旨の確認を受けることができる。

（米穀の常時保有に係る勧告及び命令）

第三十三条の六　農林水産大臣は、民間備蓄事業者が、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない場合において、当該常時保有をしていないことについて正当な理由がないと認めるときは、その民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを勧告することができる。ただし、その民間備蓄事業者が前条第二項の規定による確認を受けている場合において、当該確認を受けている民間備蓄事業者及びその民間備蓄事業者とともにその確認を受けている他の民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をしている米穀の数量を合計した数量がこれらの者の基準保有量を合計した数量以上であるときは、この限りでない。

2　農林水産大臣は、前項本文に規定する場合において、第三十三条の三の規定による基準保有量の米穀の常時保有をしていない期間が政令で定める基準に該当すると認めるときは、当該民間備蓄事業者に対し、期限を定めて、同条の規定に従って米穀の常時保有をすべきことを命ずることができる。

3　第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

（米穀の供給の不足に係る基準保有量の減少等）

第三十三条の七　農林水産大臣は、第十一条第一項及び第二項の規定による報告の内容その他の必要な情報に基づき、米穀の供給が不足すると認める場合であって、政府による第二十九条の規定による米穀の売渡しよりも、民間備蓄事業者が第三十三条の三の規定による常時保有をする米穀の譲渡しを迅速にすることができると認めるときは、期間を定めて、基準保有量を減少することができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定による基準保有量の減少をしたときは、その旨を公表するものとする。

3　農林水産大臣は、第一項の規定による基準保有量の減少をし、又は減少をしようとするときは、現に米穀の供給が不足する地域又は業種における米穀の供給の状況を示して、民間備蓄事業者に対し、同項の規定による減少をし、又は減少をしようとする基準保有量（以下「減少量」という。）を限度として米穀の譲渡しをすべき旨の要請をすることができる。この場合において、農林水産大臣は、米穀の円滑な流通を確保するため特に必要があると認めるときは、当該要請と同時に、又は当該要請後遅滞なく、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を提示することができる。

4　農林水産大臣は、前項の規定により要請（同項後段の規定による必要な事項の提示をしたものに限る。）をしてもなお米穀の供給が不足し、現に米穀の円滑な供給に支障が生じている状況にあると認めるときは、当該要請をした民間備蓄事業者に対し、譲渡しをすべき期間及び数量（減少量を限度とする。）又は譲渡先となる地域若しくは業種その他の必要な事項を定めて、米穀の譲渡しをすべきことを勧告することができる。

5　農林水産大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

6　農林水産大臣は、第四項の規定による勧告を受けた者が、前項の規定による公表後、なお正当な理由がなくて当該勧告に従わない場合であって第二十九条の規定による政府の売渡しのみでは第四項に規定する状況を改善できないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

7　農林水産大臣は、前項の規定による命令をした場合には、その旨を公表することができる。

（適用除外期間）

第三十三条の八　第三十七条第一項の規定による告示のあったときは、当該告示が行われた日から同条第三項の規定による告示が行われる日までの間においては、第三十三条の二から前条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。次項において同じ。）は、適用しない。

2　前項に規定する期間の経過後における第三十三条の二から前条までの規定の適用に関する経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）に関す

る事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

第二章第二節第一款を削る。

第二章第二節第一款の二中第七条の二を第六条とし、第七条の三を第七条とし、同款を同節第一款とする。

第十七条を削る。

第二章第二節第三款の款名を削り、第十八条から第二十一条までを削る。

第十六条第一項中「第八条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項第一号中「第九条各号」を「第十四条各号」に改め、同項第四号中「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「貸付等業務」を「債務保証業務」に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十一条とする。

第十五条中「第九条各号」を「第十四条各号」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条中「貸付等業務」を「債務保証業務」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条中「第九条第一号に掲げる業務」を「債務保証業務」に改め、「、同条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理」を削り、同条を第十八条とし、第十二条を第十七条とする。

第十一条第一項中「第九条第一号及び第二号」を「第十四条第一号」に、「貸付等業務」を「債務保証業務」に改め、同条第二項中「貸付等業務」を「債務保証業務」に改め、同条を第十六条とする。

第十条第一項中「に掲げる業務（貸付けの決定を除く。）及び同条第二号」を削り、同条を第十五条とする。

第九条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第十四条とし、第八条を第十三条とする。

第二十二条から第二十八条までを次のように改める。

第二十二条から第二十八条まで　削除

第二章第二節中第二款を第三款とし、同款の前に次の一款を加える。

第二款　米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置等

（米穀等取扱事業を行う者による米穀の円滑な流通の確保に資する措置）

第八条　米穀の出荷若しくは販売又は米穀を原材料とする飲食料品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品を除く。以下同じ。）であって政令で定めるものの加工、製造若しくは調製の事業（以下「米穀等取扱事業」という。）を行う者は、当該米穀等取扱事業を行うに当たっては、この法律の規定を遵守するとともに、米穀の品質を保持するための必要な措置、米穀の持続的な供給に資する取引の実施その他の米穀の円滑な流通の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

（届出）

第九条　米穀等取扱事業を行おうとする者であって、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模（地域における米穀の供給の相当部分を占めるものとして事業の種類ごとに主務省令で定める規模をいう。以下同じ。）以上であるものは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一　商号、名称又は氏名及び住所

二　法人である場合においては、その代表者の氏名

三　主たる事務所の所在地

四　届出の日の属する年の米穀の出荷予定数量、販売予定数量又は買入予定数量及び当該年の前年の米穀の出荷数量、販売数量又は買入数量

五　その事業の用に供する施設の内容

六　その他主務省令で定める事項

2　前項の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3　届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（帳簿の備付け）

第十条　届出事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（定期報告）

第十一条　米穀の出荷又は販売の事業を行う者であって、農林水産省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び出荷数量又は販売数量その他農林水産省令で定める事項について、毎年、これらの数量の増減が見込まれる米穀の収穫又は作付けの時期その他の事情を勘案して農林水産省令で定める時期ごとに、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。

2　米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造又は調製の事業を行う者であって、主務省令で定める期間にその事業の用に供する米穀の数量が特定規模以上であるものは、米穀の在庫数量及び買入数量その他主務省令で定める事項について、毎年、米穀の供給が減少するおそれがあると見込まれる時期その他の事情を勘案して主務省令で定める時期ごとに、主務省令で定めるところにより、主務大臣に報告しなければならない。

3　農林水産大臣又は主務大臣は、それぞれ、第一項又は前項の規定による報告の結果を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（助言又は指導）

第十二条　主務大臣は、届出事業者に対し、米穀の適正かつ円滑な流通の確保を図る観点から、必要な助言又は指導を行うことができる。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節　生産者による需要に応じた生産

第五条　米穀の生産者は、米穀の生産を行うに当たっては、主体的に第二条第一項に規定する見通しその他の情報を踏まえて需要に応じた生産を行うよう努めるものとする。

2　米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体は、その直接又は間接の構成員たる米穀の生産者が行う米穀の需要に応じた生産に関し、必要な助言、協力その他の援助を行うよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、その区域の特性に応じ、米穀の生産者が主体的に需要に応じた生産を行うことができるよう、当該区域内で生産される米穀の需給の見通しその他の当該区域における米穀の生産者による需要に応じた生産に資する情報の提供を行うよう努めるものとする。

4　政府は、米穀の生産者による需要に応じた生産が可能となるよう、米穀の新たな需要の開拓に関する施策、米穀の輸出の促進に関する施策、米穀に係る農業の生産性の向上に関する施策その他関連施策を講ずることにより、米穀の生産の持続的な発展を図るものとする。

第四十一条第一項中「及び価格の安定」を「の安定及びこれを通じてその価格の安定化」に改める。

第四十七条第一項中「（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。第五十九条において同じ。）」を削り、「行おうとする者」の下に「（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満である者及び第九条第一項の規定による届出をしなければならない者を除く。）」を加え、同条第二項中「（以下「届出事業者」という。）」を削り、同条第三項中「届出事業者」を「第一項の規定による届出をした者」に改める。

第四十八条中「届出事業者」を「前条第一項の規定による届出をした者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（財政上の措置等）

第四十八条の二　政府は、民間備蓄事業者に対し、第三十三条の三の規定による米穀の常時保有が円滑に行われるようにするために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第五十一条中「及び価格の安定」を「の安定を図り、及びこれを通じてその価格の安定化」に改める。

第五十二条第一項中「農林水産大臣」を「主務大臣」に改め、「機構若しくはセンターその他」を削り、「製造」の下に「若しくは米穀を原材料とする飲食料品の加工、製造若しくは調製（加工又は製造にあっては、主要食糧の加工又は製造を除く。）」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第五十二条の次に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第五十二条の二　この法律における主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造の事業に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

２　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第五十三条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項中「権限」の下に「及び第一項の規定により国税庁長官に委任された権限」を加え、「農林水産省令」を「主務省令」に、「地方農政局長又は北海道農政事務所長」を「地方支分部局の長」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

第五十六条中「第七条の三第二項又は第三十八条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第七条第二項、第三十三条の六第二項、第三十三条の七第六項又は第三十八条の規定による命令に違反したとき。

二　第五十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第五十七条を削る。

第五十八条中「第五十二条第一項」を「第五十二条第二項」に、「質問」を「同項の規定による質問」に改め、同条を第五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十八条　第十一条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第五十九条中「第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行った」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀等取扱事業を行ったとき。

二　第九条第二項若しくは第三項又は第四十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第三十三条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして米穀の出荷又は販売の事業を行ったとき。

第六十条第一号中「第五十六条（第七条の三第二項に係る部分に限る。）」を「第五十六条第一号（第三十八条に係る部分を除く。）」に改め、同条第二号中「第五十六条（第七条の三第二項に係る部分を除く。）」を「第五十六条第一号（第三十八条に係る部分に限る。）若しくは第二号」に改める。

第六十二条各号を次のように改める。

一　第十条又は第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二　第三十五条又は第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第七条の規定　公布の日

二　第二章中第四節の次に一節を加える改正規定、第四十八条の次に一条を加える改正規定及び第五十九条に各号を加える改正規定（第三号に係る部分に限る。）　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（米穀等取扱事業の届出に関する準備行為）

第二条　この法律（前条各号に掲げる規定を除く。以下この条並びに附則第四条及び第六条において同じ。）による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（附則第五条において「新法」という。）第九条第一項の規定による届出をしなければならない者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の六月前の日又はこの法律の公布の日（次条において「公布日」という。）のいずれか遅い日から施行日の前日までの間においても、同項の規定の例により主務大臣に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

２　前項に規定する主務大臣は、農林水産大臣とする。ただし、米穀を原材料とする酒類の製造に係る事項については、財務大臣及び農林水産大臣とする。

３　前項の規定による財務大臣の権限は、政令で定めるところにより、国税庁長官に委任することができる。

（基準保有量の届出に関する準備行為）

第三条　附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）において同号

に掲げる規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十三条の二第一項に規定する民間備蓄事業者に該当する者は、第二号施行日の三月前の日又は公布日のいずれか遅い日から第二号施行日の前日までの間においても、同項の規定の例により農林水産大臣に届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者は、第二号施行日において同項の規定による届出をしたものとみなす。

（秘密保持義務に関する経過措置）

第四条　この法律による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十八条第一項に規定するセンターの役員又は職員であった者に係る同法第十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五条　施行日から第二号施行日の前日までの間における新法第五十六条第一号の規定の適用については、同号中「、第三十三条の六第二項、第三十三条の七第六項又は第三十八条」とあるのは、「又は第三十八条」とする。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後四年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正）

第九条　米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「生産者」の下に「又は製造事業者」を、「うち」の下に「、米穀等取扱事業者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。次項において同じ。）についての同法第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと」を加え、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）」を「同法」に、「、これらの」を「これらの」に、「みなす」を「、それぞれみなす」に改め、同条第二項中「うち」の下に「、米穀等取扱事業についての主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第九条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならないものについてはこれらの規定による届出をしたものと」を加え、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」を「同法」に、「、これらの」を「これらの」に、「みなす」を「、それぞれみなす」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百二十七条第二項第一号中ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからヘまでとし、同項第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘからヌまでをホからリまでとする。

投票者氏名

日程第一　令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり是認すること」

賛成者氏名　一四四名

青木　一彦君　赤松　健君　野上浩太郎君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君　橋本　聖子君
阿達　雅志君　有村　治子君　長谷川英晴君
生稲　晃子君　石井　準一君　東野　秀樹君
石井　浩郎君　石田　昌宏君　福山　守君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君　藤井　一博君
猪口　邦子君　今井絵理子君　藤川　政人君
岩本　剛人君　いんどう周作君　船橋　利実君
上野　通子君　臼井　正一君　星　北斗君
江島　潔君　大家　敏志君　本田　顕子君
岡田　直樹君　小川　克巳君　牧野たかお君
越智　俊之君　小野田紀美君　松下　新平君
梶原　大介君　加田　裕之君　松山　政司君
加藤　明良君　かまやち敏君　宮沢　洋一君
神谷　政幸君　北村　経夫君　宮本　周司君
木村　義雄君　見坂　茂範君　山下　雄平君
上月　良祐君　古賀友一郎君　山田　宏君
古庄　玄知君　小林　一大君　山谷えり子君
小林孝一郎君　こやり隆史君　山本　啓介君
酒井　庸行君　櫻井　充君　吉井　章君
佐藤　啓君　自見はなこ君　若井　敦子君
清水　真人君　進藤金日子君　脇　雅昭君
末松　信介君　鈴木　大地君　秋野　公造君
鈴木　宗男君　高橋　克法君　伊藤　孝江君
高橋はるみ君　滝波　宏文君　川村　雄大君
出川　桃子君　寺田　静君　窪田　哲也君
友納　理緒君　永井　学君　佐々木雅文君
中曽根弘文君　中西　祐介君　下野　六太君
西田　昌司君　西田　英範君　高橋　光男君
竹谷とし子君
清水　貴之君　杉　久武君　伊藤　岳君
塩村あやか君　竹内　真二君　大椿　裕子君
谷合　正明君　田村　智子君　倉林　明子君
司　隆史君　西田　実仁君　野村　哲郎君
原田大二郎君　平木　大作君　長谷川　岳君
三浦　信祐君　宮崎　勝君　馬場　成志君
横山　信一君　青島　健太君　福岡　資麿君
浅田　均君　石井　苗子君　藤井　一博君
石井めぐみ君　猪瀬　直樹君　藤木　眞也君
上野ほたる君　岡崎　太君　船橋　利実君
嘉田由紀子君　片山　大介君　古川　俊治君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　まさこ君
山田　太郎君

金子　道仁君
佐々木りえ君
石　　平君
中条きよし君
松沢　成文君
北村　晴男君
尾辻　朋実君
平山佐知子君

反対者氏名

九六名

青木　　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君
斎藤　嘉隆君
柴　　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
辻元　清美君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　　斎君

串田　誠一君
柴田　　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
百田　尚樹君
齊藤健一郎君
望月　良男君

石垣のりこ君
泉　　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君
小西　洋之君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　　一君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森本　真治君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君

日程第一　令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり内閣に対し警告すること」

賛成者氏名

二三五名

青木　一彦君
浅尾慶一郎君
阿達　雅志君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
赤松　　健君
朝日健太郎君
有村　治子君
石井　準一君
石田　昌宏君

榛葉賀津也君
田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　　誠君
原田　秀一君
舟山　康江君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　　学君
山中　　泉君
吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
大島九州男君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君
高良　沙哉君
福島みずほ君
ながえ孝子君

竹詰　　仁君
堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君
安藤　　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
岩渕　　友君
小池　　晃君
大門実紀史君
山添　　拓君
大島九州男君
木村　英子君
伊波　洋一君
安野　貴博君
ラサール石井君
福山　哲郎君

磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
上野　通子君
江島　　潔君
岡田　直樹君
越智　俊之君
梶原　大介君
加藤　明良君
神谷　政幸君
木村　義雄君
上月　良祐君
古庄　玄知君
小林孝一郎君
酒井　庸行君
佐藤　　啓君
清水　真人君
末松　信介君
鈴木　宗男君
高橋はるみ君
出川　桃子君
友納　理緒君
中曽根弘文君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
長谷川英晴君
東野　秀樹君
福山　　守君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君

井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
小野田紀美君
加田　裕之君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　　充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木　大地君
高橋　克法君
滝波　宏文君
寺田　　静君
永井　　学君
中西　祐介君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
福岡　資麿君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君

松山　政司君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
山下　雄平君
山田　　宏君
山本　啓介君
山本　順三君
若井　敦子君
脇　　雅昭君
青木　　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君
斎藤　嘉隆君
柴　　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　　斎君
榛葉賀津也君

三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　まさこ君
山田　太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　　章君
若林　洋平君
渡辺　猛之君
石垣のりこ君
泉　　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君
小西　洋之君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　　一君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森本　真治君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　　仁君

田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　　誠君
原田　秀一君
舟山　康江君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　　平君
中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
梅村みずほ君
大津　　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　　学君
山中　　泉君
吉良よし子君
白川　容子君

堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君
石川　博崇君
上田　　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
杉　　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安藤　　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
岩渕　　友君
小池　　晃君
大門実紀史君

仁比　聡平君
北村　晴男君
伊波　洋一君
安野　貴博君
福島みずほ君
齊藤健一郎君
平山佐知子君
望月　良男君

反対者氏名

伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君

五名

山添　　拓君
百田　尚樹君
高良　沙哉君
尾辻　朋実君
ラサール石井君
ながえ孝子君
福山　哲郎君

日程第二　令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書

大島九州男君
木村　英子君

賛成者氏名

青木　一彦君
浅尾慶一郎君
阿達　雅志君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
上野　通子君
江島　　潔君
岡田　直樹君
越智　俊之君
梶原　大介君
加藤　明良君
神谷　政幸君
木村　義雄君
上月　良祐君
古庄　玄知君

一四四名

赤松　　健君
朝日健太郎君
有村　治子君
石井　準一君
石田　昌宏君
井上　義行君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
小野田紀美君
加田　裕之君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君

小林孝一郎君
酒井　庸行君
佐藤　　啓君
清水　真人君
末松　信介君
鈴木　宗男君
高橋はるみ君
出川　桃子君
友納　理緒君
中曽根弘文君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
長谷川英晴君
東野　秀樹君
福山　　守君
藤川　政人君
船橋　利実君
星　　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
山下　雄平君
山田　　宏君
山本　啓介君
山本　順三君
若井　敦子君
脇　　雅昭君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君

こやり隆史君
櫻井　　充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木　大地君
高橋　克法君
滝波　宏文君
寺田　　静君
永井　　学君
中西　祐介君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君
福岡　資麿君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　　まさこ君
山田　太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　　章君
若林　洋平君
渡辺　猛之君
石川　博崇君
上田　　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君

下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　　隆史君
西田　実仁君
原田大二郎君
平木　大作君
三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　　平君
中条きよし君
松沢　成文君
北村　晴男君
尾辻　朋実君
平山佐知子君

反対者氏名

青木　　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君
斎藤　嘉隆君
柴　　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
羽田　次郎君

九六名

石垣のりこ君
泉　　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君
小西　洋之君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　　一君

杉　　久武君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
百田　尚樹君
齊藤健一郎君
望月　良男君

福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
山内佳菜子君
吉川　沙織君
蓮　舫君
礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君
江原くみ子君
かごしま彰宏君
後藤　斎君
榛葉賀津也君
田村　まみ君
庭田　幸恵君
浜口　誠君
原田　秀一君
舟山　康江君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　学君
山中　泉君
吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君
高良　沙哉君
福島みずほ君
ながえ孝子君

牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森本　真治君
横沢　高徳君
吉田　忠智君
足立　康史君
伊藤　孝恵君
牛田　茉友君
奥村　祥大君
川合　孝典君
小林さやか君
竹詰　仁君
堂込麻紀子君
芳賀　道也君
浜野　喜史君
平戸　航太君
水野　孝一君
安藤　裕君
梅村みずほ君
神谷　宗幣君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
岩渕　友君
小池　晃君
大門実紀史君
山添　拓君
大島九州男君
木村　英子君
伊波　洋一君
安野　貴博君
ラサール石井君
福山　哲郎君

日程第三　令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書

賛成者氏名

二一七名

青木　一彦君
浅尾慶一郎君
阿達　雅志君
生稲　晃子君
石井　浩郎君
石井　準一君
石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩本　剛人君
上野　通子君
江島　潔君
岡田　直樹君
越智　俊之君
梶原　大介君
加藤　明良君
神谷　政幸君
木村　義雄君
上月　良祐君
古庄　玄知君
小林孝一郎君
酒井　庸行君
佐藤　啓君
清水　真人君
末松　信介君
鈴木　宗男君
高橋はるみ君
出川　桃子君
友納　理緒君
中曽根弘文君
西田　昌司君
野上浩太郎君
橋本　聖子君
長谷川英晴君

赤松　健君
有村　治子君
井上　義行君
石田　昌宏君
今井絵理子君
いんどう周作君
臼井　正一君
大家　敏志君
小川　克巳君
小野田紀美君
加田　裕之君
かまやち敏君
北村　経夫君
見坂　茂範君
古賀友一郎君
小林　一大君
こやり隆史君
櫻井　充君
自見はなこ君
進藤金日子君
鈴木　大地君
高橋　克法君
滝波　宏文君
寺田　静君
永井　学君
中西　祐介君
西田　英範君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
馬場　成志君

東野　秀樹君
福山　守君
船橋　利実君
星　北斗君
本田　顕子君
牧野たかお君
松下　新平君
松山　政司君
宮沢　洋一君
宮本　周司君
山下　雄平君
山田　宏君
山本　啓介君
山本　順三君
若井　敦子君
脇　雅昭君
青木　愛君
石橋　通宏君
打越さく良君
鬼木　誠君
岸　真紀子君
熊谷　裕人君
古賀　千景君
小島とも子君
斎藤　嘉隆君
柴　愼一君
高木　真理君
田名部匡代君
徳永　エリ君
羽田　次郎君
福士　珠美君
三上　えり君
村田　享子君
山内佳菜子君

福岡　資麿君
藤井　一博君
藤木　眞也君
古川　俊治君
堀井　巌君
舞立　昇治君
松川　るい君
松村　祥史君
三原じゅん子君
宮本　和宏君
森　まさこ君
山田　太郎君
山谷えり子君
山本佐知子君
吉井　章君
若林　洋平君
渡辺　猛之君
石垣のりこ君
泉　房穂君
小沢　雅仁君
勝部　賢志君
木戸口英司君
郡山りょう君
古賀　之士君
小西　洋之君
塩村あやか君
杉尾　秀哉君
田島麻衣子君
辻元　清美君
長浜　博行君
広田　一君
牧山ひろえ君
水岡　俊一君
森本　真治君
横沢　高徳君

吉川　沙織君
蓮　舫君
石川　博崇君
上田　勇君
窪田　哲也君
里見　隆治君
下野　六太君
高橋　光男君
竹内　真二君
谷合　正明君
西田　実仁君
平木　大作君
宮崎　勝君
青島　健太君
石井　苗子君
猪瀬　直樹君
岡崎　太君
片山　大介君
串田　誠一君
柴田　巧君
高木かおり君
新実　彰平君
松野　明美君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
櫻井　祥子君
杉本　純子君
初鹿野裕樹君
宮出　千慧君
岩渕　友君
小池　晃君
大門実紀史君
山添　拓君
大島九州男君
木村　英子君

吉田　忠智君
秋野　公造君
伊藤　孝江君
川村　雄大君
佐々木雅文君
下野　六太君
高橋　光男君
竹谷とし子君
司　隆史君
原田大二郎君
三浦　信祐君
横山　信一君
浅田　均君
石井めぐみ君
上野ほたる君
嘉田由紀子君
金子　道仁君
佐々木りえ君
石　平君
中条きよし君
松沢　成文君
安達　悠司君
岩本　麻奈君
大津　力君
後藤　翔太君
塩入　清香君
中田　優子君
松田　学君
山中　泉君
吉良よし子君
白川　容子君
仁比　聡平君
伊勢崎賢治君
奥田ふみよ君
天畠　大輔君

北村　晴男君　伊波　洋一君　安野　貴博君　福島みずほ君　齊藤健一郎君　平山佐知子君　望月　良男君

反対者氏名　二三名

足立　康史君　伊藤　孝恵君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　平戸　航太君　水野　孝一君

日程第四　有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三六名

青木　一彦君　浅尾慶一郎君　阿達　雅志君　生稲　晃子君　石井　浩郎君　磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君　岩本　剛人君　上野　通子君　江島　潔君　岡田　直樹君　越智　俊之君　梶原　大介君　片山さつき君　かまやち敏君　北村　経夫君　見坂　茂範君　古賀友一郎君　小林　一大君　こやり隆史君　櫻井　充君　自見はなこ君　進藤金日子君　鈴木　大地君　高橋　克法君　滝波　宏文君　寺田　静君　永井　学君　中西　祐介君　西田　英範君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　馬場　成志君　福岡　資麿君　藤井　一博君　藤木　眞也君　古川　俊治君　堀井　巌君　舞立　昇治君　松川　るい君　松村　祥史君　三原じゅん子君　宮本　和宏君　森　まさこ君

赤松　健君　有村　治子君　石井　準一君　石田　昌宏君　井上　義行君　今井絵理子君　いんどう周作君　臼井　正一君　大家　敏志君　小川　克巳君　小野田紀美君　加田　裕之君　加藤　明良君　神谷　政幸君　木村　義雄君　上月　良祐君　古庄　玄知君　小林孝一郎君　酒井　庸行君　佐藤　啓君　清水　真人君　末松　信介君　鈴木　宗男君　高橋はるみ君　出川　桃子君　友納　理緒君　中曽根弘文君　西田　昌司君　野上浩太郎君　橋本　聖子君　長谷川英晴君　東野　秀樹君　福山　守君　藤川　政人君　船橋　利実君　星　北斗君　本田　顕子君　牧野たかお君　松下　新平君　松山　政司君　宮沢　洋一君　宮本　周司君　山下　雄平君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本　順三君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　山田　宏君　山本　啓介君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　享子君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　平戸　航太君　水野　孝一君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君　山田　宏君　山本　啓介君　若井　敦子君　脇　雅昭君　青木　愛君　石橋　通宏君　打越さく良君　鬼木　誠君　岸　真紀子君　熊谷　裕人君　古賀　千景君　小島とも子君　斎藤　嘉隆君　柴　愼一君　高木　真理君　徳永　エリ君　羽田　次郎君　福士　珠美君　三上　えり君　村田　享子君　山内佳菜子君　吉川　沙織君　蓮　舫君　礒﨑　哲史君　伊藤　辰夫君　江原くみ子君　かごしま彰宏君　後藤　斎君　榛葉賀津也君　田村　まみ君　庭田　幸恵君　浜口　誠君　平戸　航太君　水野　孝一君　山田　太郎君　山谷えり子君　山本佐知子君　吉井　章君　若林　洋平君　渡辺　猛之君　石垣のりこ君　泉　房穂君　小沢　雅仁君　勝部　賢志君　木戸口英司君　郡山りょう君　古賀　之士君　小西　洋之君　塩村あやか君　杉尾　秀哉君　田島麻衣子君　辻元　清美君　長浜　博行君　広田　一君　牧山ひろえ君　水岡　俊一君　森本　真治君　横沢　高徳君　吉田　忠智君　足立　康史君　伊藤　孝恵君　牛田　茉友君　奥村　祥大君　川合　孝典君　小林さやか君　竹詰　仁君　堂込麻紀子君　芳賀　道也君　浜野　喜史君

平戸　航太君　水野　孝一君　石川　博崇君　上田　勇君　窪田　哲也君　里見　隆治君　杉　久武君　竹内　真二君　谷合　正明君　西田　実仁君　平木　大作君　宮崎　勝君　青島　健太君　石井　苗子君　猪瀬　直樹君　岡崎　太君　片山　大介君　串田　誠一君　柴田　巧君　高木かおり君　新実　彰平君　松野　明美君　安藤　裕君　梅村みずほ君　神谷　宗幣君　櫻井　祥子君　杉本　純子君　初鹿野裕樹君　宮出　千慧君　岩渕　友君　小池　晃君　大門実紀史君　山添　拓君　百田　尚樹君　高良　沙哉君　舟山　康江君　秋野　公造君　伊藤　孝江君　川村　雄大君　佐々木雅文君　下野　六太君　高橋　光男君　竹谷とし子君　司　隆史君　原田大二郎君　三浦　信祐君　横山　信一君　浅田　均君　石井めぐみ君　上野ほたる君　嘉田由紀子君　金子　道仁君　佐々木りえ君　石　平君　中条きよし君　松沢　成文君　安達　悠司君　岩本　麻奈君　大津　力君　後藤　翔太君　塩入　清香君　中田　優子君　松田　学君　山中　泉君　吉良よし子君　白川　容子君　仁比　聡平君　北村　晴男君　伊波　洋一君　安野　貴博君

尾辻　朋実君　福島みずほ君
ラサール石井君　齊藤健一郎君
ながえ孝子君　平山佐知子君
福山　哲郎君　望月　良男君

反対者氏名　五名
伊勢崎賢治君　大島九州男君
奥田ふみよ君　木村　英子君
天畠　大輔君

日程第五　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一六九名
青木　一彦君　赤松　健君
浅尾慶一郎君　朝日健太郎君
阿達　雅志君　有村　治子君
生稲　晃子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石田　昌宏君
磯﨑　仁彦君　井上　義行君
猪口　邦子君　今井絵理子君
岩本　剛人君　いんどう周作君
上野　通子君　臼井　正一君
江島　潔君　大家　敏志君
岡田　直樹君　小川　克巳君
越智　俊之君　小野田紀美君
梶原　大介君　加田　裕之君
片山さつき君　加藤　明良君
かまやち敏君　神谷　政幸君
北村　経夫君　木村　義雄君
見坂　茂範君　上月　良祐君
古賀友一郎君　古庄　玄知君
小林　一大君　小林孝一郎君
こやり隆史君　酒井　庸行君
櫻井　充君　佐藤　啓君
自見はなこ君　進藤金日子君
鈴木　大地君　高橋　克法君
滝波　宏文君　寺田　静君
永井　学君　中西　祐介君
西田　英範君　野村　哲郎君
長谷川　岳君　馬場　成志君
福岡　資麿君　藤井　一博君
藤木　眞也君　古川　俊治君
堀井　巌君　舞立　昇治君
松川　るい君　松村　祥史君
三原じゅん子君　宮本　和宏君
森　まさこ君　山田　太郎君
山谷えり子君　山本佐知子君
吉井　章君　若林　洋平君
渡辺　猛之君　礒﨑　哲史君
伊藤　辰夫君　江原くみ子君
かごしま彰宏君　後藤　斎君
榛葉賀津也君　清水　真人君
末松　信介君　鈴木　宗男君
高橋はるみ君　出川　桃子君
友納　理緒君　中曽根弘文君
西田　昌司君　野上浩太郎君
橋本　聖子君　長谷川英晴君
東野　秀樹君　福山　守君
藤川　政人君　船橋　利実君
星　北斗君　本田　顕子君
牧野たかお君　松下　新平君
松山　政司君　宮沢　洋一君
宮本　周司君　山下　雄平君
山田　宏君　山本　啓介君
山本　順三君　若井　敦子君
脇　雅昭君　足立　康史君
伊藤　孝恵君　牛田　茉友君
奥村　祥大君　小林さやか君
川合　孝典君　竹詰　仁君
田村　まみ君　堂込麻紀子君
庭田　幸恵君　浜野　喜史君
浜口　誠君　平戸　航太君
原田　秀一君　水野　孝一君
舟山　康江君　石川　博崇君
秋野　公造君　上田　勇君
伊藤　孝江君　窪田　哲也君
川村　雄大君　里見　隆治君
佐々木雅文君　杉　久武君
下野　六太君　竹内　真二君
高橋　光男君　谷合　正明君
竹谷とし子君　西田　実仁君
司　隆史君　平木　大作君
原田大二郎君　宮崎　勝君
三浦　信祐君　青島　健太君
横山　信一君　石井　苗子君
浅田　均君　猪瀬　直樹君
石井めぐみ君　岡崎　太君
上野ほたる君　片山　大介君
嘉田由紀子君　串田　誠一君
金子　道仁君　柴田　巧君
佐々木りえ君　高木かおり君
石　平君　新実　彰平君
中条きよし君　松野　明美君
松沢　成文君　百田　尚樹君
北村　晴男君　尾辻　朋実君
安野　貴博君　平山佐知子君
齊藤健一郎君
望月　良男君

反対者氏名　七二名
青木　愛君　石垣のりこ君
石橋　通宏君　泉　房穂君
打越さく良君　小沢　雅仁君
鬼木　誠君　勝部　賢志君
岸　真紀子君　木戸口英司君
熊谷　裕人君　郡山りょう君
古賀　千景君　古賀　之士君
小島とも子君　小西　洋之君
斎藤　嘉隆君　塩村あやか君
柴　愼一君　杉尾　秀哉君
高木　真理君　田島麻衣子君
田名部匡代君　辻元　清美君
徳永　エリ君　長浜　博行君
羽田　次郎君　広田　一君
福士　珠美君　牧山ひろえ君
三上　えり君　水岡　俊一君
村田　享子君　森本　真治君
山内佳菜子君　横沢　高徳君
吉川　沙織君　吉田　忠智君
蓮　舫君　安達　悠司君
安藤　裕君　岩本　麻奈君
梅村みずほ君　大津　力君
神谷　宗幣君　後藤　翔太君
櫻井　祥子君　塩入　清香君
杉本　純子君　中田　優子君
初鹿野裕樹君　松田　学君
宮出　千慧君　山中　泉君
岩渕　友君　吉良よし子君
小池　晃君　白川　容子君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山添　拓君　伊勢崎賢治君
大島九州男君　奥田ふみよ君
木村　英子君　天畠　大輔君
伊波　洋一君　高良　沙哉君
福島みずほ君　ラサール石井君
ながえ孝子君　福山　哲郎君

公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月十五日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問主意書

公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号。以下「同法」という。）は令和七年に改正された。改正により新設された同法第十一条の三は、「（略）事業者は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他の公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。」と規定し、事業者による公益通報者の探索行為を禁止している。改正前の同法には、公益通報者の探索行為を禁止する規定は存在しなかった。しかし、「公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和三年八月二十日内閣府告示第百十八号）において、通報者の探索を防ぐ措置が講じられていた。

公益通報には、事業者への内部通報、行政機関への外部通報、報道機関等への外部通報の類型がある。このうち、報道機関等への外部通報（同法第三条第三号）を行った者（以下「三号通報者」という。）の探索行為については、通報先の性質上、公益通報を著しく萎縮させるおそれがあると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　改正前の同法において、三号通報者を特定することを目的とした行為は許容されていたか示されたい。許容されていなかった場合、その法的根拠を示されたい。

二　同法第十一条の三は、前記指針の内容を法定化したものか、又は、新たな義務を創設したものか、政府の見解を示されたい。

三　同法第十一条の三に規定する「公益通報者を特定することを目的とする行為」が指す行為を具体的に示されたい。また、同条に規定する「正当な理由」が指す内容を具体的に示されたい。

四　事業者が、法令違反の有無及び内容を確認することを目的とした調査を実施することと、三号通報者を特定することを目的とした調査を実施することは別個の行為と理解してよいか示されたい。

五　事業者が、法令違反の有無及び内容を確認することを目的とした調査を実施する場合でも、三号通報者の特定につながる調査を実施することは、同法第十一条の三により禁止されると理解してよいか示されたい。禁止される場合、次に例示する行為は、同法第十一条の三により禁止されると理解してよいか示されたい。

1　役職員に対する聞き取り等により、三号通報者を特定しようとする行為

2　通報経路を追跡し、三号通報者を特定しようとする行為

3　電子メールその他の通信履歴等を利用して、三号通報者を特定しようとする行為

4　報道機関等に対し、三号通報者の氏名等その他の特定につながる情報の開示を求める行為

六　事業者が、法令違反の有無及び内容を確認することを目的とした調査を実施した結果として三号通報者が判明することと、三号通報者を特定することを目的とした調査を実施することは区別されると理解してよいか示されたい。

七　政府は、三号通報者の探索行為が、公益通報を萎縮させるおそれがあると認識しているか示されたい。認識している場合、その理由を示されたい。

右質問する。

令和八年六月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問に対する答弁書

一について

現行の公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第十一条第四項の規定に基づき定められた「公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和三年内閣府告示第百十八号）において、事業者が公益通報者を保護するためにとらなければならない措置として、「事業者の労働者及び役員等が、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、通報者の探索を行うことを防ぐための措置をとる」及び「範囲外共有や通報者の探索が行われた場合に、当該行為を行った労働者及び役員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置をとる」ことを定めている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、令和七年六月十一日に公布された公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十二号）による改正後の公益通報者保護法（以下「新法」という。）第十一条の三の規定は、「公益通報者を特定することを目的とする行為」は正当な理由がない限り禁止される旨を法律上明確にしたものである。

三について

前段のお尋ねについては、事業者の行為が新法第十一条の三に規定する「公益通報者を特定することを目的とする行為」に該当するか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、消費者庁のホームページで公表しているとおり、「公益通報をしたか否か問う行為や、公益通報者を特定するために、従業員の端末やサーバーの内容を確認する行為等」がこれに当たり得る。

後段のお尋ねについては、どのような場合が新法第十一条の三に規定する「正当な理由」に該当するか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、消費者庁のホームページで公表しているとおり、「匿名の通報について、通報者が具体的にどのような局面で不正を認識したのかなどを特定した上でなければ、必要な調査や是正ができない場合に、公益通報に対応する際、本法第十二条の規定により守秘義務を負う従事者が通報者の特定につながる事項を問うこと」がこれに当たり得る。

四について

お尋ねの「別個の行為」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について
　御指摘の「事業者が、法令違反の有無及び内容を確認することを目的とした調査を実施する場合」において、「役職員に対する聞き取り等により、三号通報者を特定しようとする行為」等の事業者の行為が新法第十一条の三に規定する「公益通報者を特定することを目的とする行為」に該当するか否か、また、同条に規定する「正当な理由」に該当するか否かについては、個別具体の事案に即して判断すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。
六について
　お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、消費者庁のホームページで公表しているとおり、「例えば、別の目的を掲げているのは表面上のみであり、実際には通報者探索目的で調査していたのであれば、「正当な理由」のない通報者探索に該当し得る」と考えられ、他方、「真に通報者探索を目的としない調査を行っていたところ、意図せず、結果的に通報者が判明してしまったというような場合には、一般論としては、「正当な理由」のない通報者探索には該当しないもの」と考えられる。
七について
　御指摘の「三号通報者の探索行為が、公益通報を萎縮させるおそれ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、消費者庁のホームページで公表しているとおり、「労働者等、役員、退職者並びに特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者が通報対象事実を知ったとしても、自らが公益通報したことが他者に知られる懸念があれば、公益通報を行うことを躊躇(ちゅうちょ)することが想定される」ものと考えている。

会計年度任用職員に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月十七日

高良　沙哉

参議院議長　関口　昌一殿

会計年度任用職員に関する質問主意書

会計年度任用職員（以下「同職員」という。）は、地方自治体の臨時・非常勤職員の約九割を占めている。同職員は、年度ごとの契約更新のため、毎年、雇止めの不安にさらされる不安定な立場にある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　同職員は、常勤職員と同様に人事評価の対象となっている。同職員の評価項目は、常勤職員と同様か示されたい。また、政府は、同職員に対し、どのような人事評価を実施することが適切と考えているか示されたい。あわせて、人事評価の基準や方法等について、地方自治体に対し指導や助言等を行っているか示されたい。

二　同職員の人事評価は、どのように活用されることを想定しているか、政府の見解を示されたい。

三　同職員には、保育士、相談員、図書館司書など、市民と接し、業務の積み重ねや継続が重視される職種も多い。しかし、同職員の人事評価は簡単な評価項目によって実施され、専門的な知識や経験等を評価できるものとなっていないと考える。また、評価後の助言や指導等が適切になされていない地方自治体の事例があると承知している。二〇二〇年の制度開始以降、多くの地方自治体で活用されているが、人事評価の運用改善を要望する声が多く上がっている。地方自治体における人事評価の実態を把握しているか示されたい。

四　「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」が二〇二五年三月に取りまとめた報告書によれば、公務部門における課題に対する取組として、同職員について、「更なる実態把握や分析の実施を踏まえ、能力実証を経た常勤化等の処遇改善を図る。」とされている。同職員の約八割は女性であり、いつ雇止めになるか分からない状態では、安心して業務を遂行できないと考える。常勤化やその他の処遇改善に向けた政府の取組の進捗を示されたい。

右質問する。

令和八年六月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出会計年度任用職員に関する質問に対する答弁書

一について
　前段のお尋ねについては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の人事評価を含め、同法第二十三条の二第二項において、「人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める。」と規定されていることから、一概にお答えすることは困難である。
　中段のお尋ねについては、会計年度任用職員の人事評価を実施するに当たっては、常勤職員と同様に、同法第二十三条第一項等の関係規定にのっとり、適切に行われるべきものである。
　後段のお尋ねについては、総務省において、会計年度任用職員の人事評価に係る留意点を含む、「会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアル」（令和七年八月二十八日総務省策定、令和八年三月三十日改訂。以下「マニュアル」という。）等を発出し、地方公共団体に助言している。
二について
　地方公務員法第二十三条第二項において、「任命権者は、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。」と規定され、同法第二十三条の三において、「任命権者は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定されているところであり、マニュアルにおいても、「再度の任用を行う場合の客観的な能力実証に当たり、前の任期における人事評価結果を判断要素の一つとして活用することが考えられます。このほか、人事評価結果を研修などの人材育成に活用することも想定されます。」、「令和六年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることとなったため、人事評価の結果を適切に成績率に反映する必要があります。」としている。
三について
　お尋ねの「地方自治体における人事評価の実態」の意味するところが必ずしも明らかではないが、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給における人事評価の活用状況については、総務省が毎年度、調査を実施し、その把握に努めている。
四について
　お尋ねについては、御指摘の「女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム」が報告を取りまとめた令和七年三月以降、総務省に

おいて、会計年度任用職員の処遇改善に向けて、職務経験等の要素を考慮して適切に給与を決定することや、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた給与の改定を基本とすること等について地方公共団体に助言しているほか、同年九月に「会計年度任用職員の経験を活かす採用試験等の取組事例集」を作成し、地方公共団体に周知しているところである。

昭和百年記念式典に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年六月十七日

高良　沙哉

参議院議長　関口　昌一殿

昭和百年記念式典に関する質問主意書

私は二〇二六年六月八日の参議院行政監視委員会（以下「委員会」という。）において、同年四月二十九日に政府が開催した昭和百年記念式典（以下「式典」という。）に関し、決定のプロセス、目的に関する認識、式典の内容について質疑した。これを踏まえて、以下質問する。

一　天皇陛下によるお言葉がなかった点について、同年五月十二日の参議院外交防衛委員会における田島麻衣子委員の質疑に対し、政府は、「総合的に勘案し」、「過去の例などを踏まえ」たと答弁した。

私は委員会において、総合的な勘案において検討された具体的要素、過去例として明治百年式典（以下「明治式典」という。）を参考にしたか、天皇陛下によるお言葉を省いた理由について質疑したが、明確な答弁は得られなかった。天皇皇后両陛下は御臨席のみとすることを決定したプロセスにおいて、どのような議論があったか示されたい。

二　式典における総理の式辞について、委員会において政府は、「さきの大戦の惨禍に思いを致し、我が国の平和と繁栄への思いを込めたもの」と答弁している。また、式典開始前には終戦直後の食糧難等の様子を上映していた旨答弁している。しかし、戦争の惨禍は、戦後に限られない。空襲、原爆投下、地上戦の惨禍、他国に対する加害等の戦時中の惨禍が含まれると思料する。政府は、昭和前半における戦争の惨禍について、どのような歴史認識の下で式典を行ったか示されたい。

三　明治式典は、国民参加型であり、事前の世論調査も行われた。また、明治式典では、若者のスピーチ、青少年の合唱なども行われた。

式典について、その開催や内容、式次第を決定するに当たり、国民の意見がどのように反映される仕組みだったか示されたい。また、実際にどのような意見が反映されたか示されたい。

四　明治式典では、ＮＨＫ交響楽団が演奏し、東京混声合唱団が歌唱した。一方、式典では、海上自衛隊東京音楽隊が昭和後半の歌謡曲を演奏・歌唱した。昭和前半が戦争の時代であり、戦争の反省に基づく昭和という一面があることを考えれば、違法ではないとしても、実力組織たる自衛隊音楽隊の出演の是非については検証が必要と考える。海上自衛隊東京音楽隊の出演を決定したプロセスにおいて、どのような議論があったか示されたい。

五　式典では、昭和後半の歌謡曲が六曲演奏された。二〇二六年四月二十九日付け産経新聞配信記事によれば、内閣府大臣官房昭和百年記念式典準備室は、「明確な選考基準はありません」と説明したとされている。当該六曲が選ばれた理由を示されたい。また、昭和前半の曲は選ばれていないが、昭和全てを反映した選考と言えるか、政府の認識を示されたい。さらに、演奏曲の決定の経緯、選考基準、決定に至る議論の内容を示されたい。

六　「昭和百年」関連施策関係府省連絡会議（第一回）において、「「昭和百年」に関する有識者等からの意見聴取結果について」が公表されているが、有識者十九名の選定基準を示されたい。

七　前記「有識者等からの意見聴取結果」及び「国による昭和百年記念式典の実現を目指す超党派議員連盟」による要請は、式典にどのように反映されたかそれぞれ示されたい。

八　式典に係る検討時の議事録は、政府のウェブサイトに公開されていない。式典は、政府主催、全額国費で行われたものである。今後、類似の式典が開催される際の参考のため、また、国費の使用の詳細を国民が知るために、議事録の公開は必要と考える。議事録はいつ公開する予定か示されたい。

九　式典についての事後的な検証はどのように行うか示されたい。

右質問する。

令和八年六月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出昭和百年記念式典に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出昭和百年記念式典に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和八年六月八日の参議院行政監視委員会において、若山内閣府大臣政務官が「政府主催の式典においては、その趣旨や目的を踏まえて、過去に行われた式典の例も参考にしつつ、その都度内容を決定させていただいております。陛下に御臨席を賜り、お言葉をいただく式典もあり、また、御臨席のみを賜る式典、そもそも御臨席を賜らない式典と、式典ごとに様々でございます。例えば、委員御指摘の明治百年記念式典については、天皇皇后両陛下が御臨席され、天皇陛下がお言葉を述べられたと承知をしております。他方で、平成二十五年に開催された主権回復・国際社会復帰を記念する式典においては、今般の昭和百年記念式典と同様、御臨席のみを賜っております。一方で、平成三十年に開催された明治百五十年記念式典、こちらではそもそも天皇皇后両陛下の御臨席は賜っていないということでございます。全ての式典においては天皇皇后両陛下に御臨席を賜るわけではなく、また御臨席を賜る全ての式典においてお言葉をいただくということではございません。天皇皇后両陛下に御臨席を賜るかどうかも含め、式典の趣旨や目的を踏まえた内容となるよう決定をしております。今般の昭和百年記念式典は、令和八年に昭和元年から起算して満百年を迎えることを記念し、激動と復興の昭和の時代を顧み、将来に思いを致す機会となるように挙行したものでございまして、その趣旨や目的を踏まえ、過去の例も参考にしつつ、内容を検討し、御臨席のみをお願いすることとさせていただきましたものです。」と答弁したとおりである。

二について

お尋ねについては、令和八年六月八日の参議院行政監視委員会において、若山内閣府大臣政務官が「昭和百年記念式典における内閣総理大臣式辞においては、昭和は戦争、終戦、復興、高度経済成長といった未曽有の変革を経験した

時代でしたと、今こそ、激動の昭和を生き、さきの大戦や幾多の災害を乗り越え、希望を紡ぎ出した先人たちに学び、私たちも果敢に挑戦していく必要があるのではないでしょうかと、式辞の中で総理は述べております。さきの大戦の惨禍に思いを致し、我が国の平和と繁栄への思いを込めたものであったと考えております。本式典は、内閣総理大臣式辞など、御指摘の昭和前半の時期も含め、昭和という激動と復興の時代を顧み、将来に思いを致すものとなっていると認識をしております。」と答弁したとおりである。

三について

お尋ねの「国民の意見がどのように反映される仕組みだったか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、五でお尋ねの「演奏曲」については、令和七年度にアンケート調査を実施し、その結果も参考にしつつ検討し、決定したところである。

四について

昭和百年記念式典については、「昭和百年記念式典の挙行について」（令和七年十一月二十八日閣議決定。以下「閣議決定」という。）において、「令和八年に昭和元年から起算して満百年を迎えることを記念し、激動と復興の昭和の時代を顧み、将来に思いを致す機会となるよう」挙行するものとしていたところ、お尋ねの「海上自衛隊東京音楽隊の出演」については、同式典の趣旨や目的を踏まえ、過去の例も参考にしつつ検討し、決定したものである。

五について

お尋ねの「昭和全てを反映した選考」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、昭和百年記念式典については、閣議決定において、「令和八年に昭和元年から起算して満百年を迎えることを記念し、激動と復興の昭和の時代を顧み、将来に思いを致す機会となるよう」挙行するものとしていたところ、お尋ねの「演奏曲」については、同式典の趣旨や目的を踏まえ、令和七年度に実施したアンケート調査の結果も参考にしつつ検討し、決定したものである。

六について

お尋ねの「有識者十九名」については、「「昭和百年」関連施策の推進について」（令和七年一月十七日「昭和百年」関連施策関係府省連絡会議決定）における「「昭和百年」関連施策」に関する基本的な考え方等を検討するに当たって、その御意見を参考とするため、内閣官房において、幅広い分野から識見を有する者を適宜選んだものである。

七について

昭和百年記念式典については、閣議決定において、「令和八年に昭和元年から起算して満百年を迎えることを記念し、激動と復興の昭和の時代を顧み、将来に思いを致す機会となるよう」挙行するものとしていたところ、お尋ねの「前記「有識者等からの意見聴取結果」及び「国による昭和百年記念式典の実現を目指す超党派議員連盟」による要請」も踏まえ、挙行したものである。

八について

御指摘の「式典に係る検討時の議事録」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

九について

政府としては、昭和百年記念式典について、その趣旨や目的を踏まえ、適切に挙行したものと考えており、現時点でお尋ねのような「式典についての事後的な検証」を行う予定はない。